

予防行政の動向について

2017年1月

総務省消防庁予防課
設備係長 四維 栄広

講演内容

- 1 民泊サービスの動向について
- 2 消防用設備等点検報告制度の現状について
- 3 パッケージ型自動消火設備の告示改正について(平成28年1月29日公布)
- 4 IP電話に対応した火災通報装置に係る改正について(平成28年2月24日公布)
- 5 移動式粉末消火設備等の加圧用ガス容器の容器弁に係る点検基準等の改正について
(平成28年2月26日公布)
- 6 麻酔科・旧診療科名の取り扱いについて
- 7 一般住宅部分のスプリンクラー設備の取り扱いについて
- 8 光警報装置の設置に係るガイドラインについて
- 9 消防法施行令の一部を改正する政令等について(平成26年10月16日公布)
→ 別表第1(6)項イ関係の改正
- 10 消防法施行規則の一部を改正する省令等について (平成27年2月27日公布)
→ みなし従属にかかる改正

民泊サービスの動向について

○ 国家戦略特区を活用した民泊事業

- 平成25年12月に成立した「国家戦略特別区域法」第13条において「旅館業法の特例」が規定。
- 都道府県知事（保健所設置市は市長、特別区は区長）が、一定の要件を満たすものを「外国人滞在施設経営事業（特区民泊事業）」として認定した場合、旅館業法第3条第1項（旅館業の許可）の適用を除外。
- 特区民泊事業を認定する審査基準の一つに、「消防法令で義務付けられている設備等が設置されていること」が規定されている。
- 「東京圏」（東京都、神奈川県並びに千葉県千葉市及び成田市）、「関西圏」（大阪府、兵庫県及び京都府）、福岡県福岡市及び北九州市が区域指定。
- 施設を使用させる最小期間について、7日から10日の範囲内で都道府県等の条例で定めることが必要。
⇒ 9/9の諮問会議において、滞在日数の引き下げ（6泊7日以上⇒2泊3日以上）を決定。
- 民泊に係る条例が東京都大田区で平成28年1月29日に施行、大阪府（大阪市を除く）で4月1日に施行され、特区としての民泊事業が開始。
⇒平成28年12月20日に大阪府において滞在日数を引き下げる（6泊7日以上⇒2泊3日以上）条例が可決。平成29年1月1日から施行。
大田区にあつては、12/28時点で、申請30施設89室（うち、認定済み28施設86室）。
大阪府（大阪市を除く）にあつては、12/28時点で、申請4施設6室（うち、認定済み4施設6室）。
- 平成28年1月15日に大阪市において条例が可決。平成28年10月31日から開始。
⇒平成28年12月13日に大阪市において滞在日数を引き下げる（6泊7日以上⇒2泊3日以上）条例が可決。平成29年1月1日から施行。
（保健所設置市である堺市、枚方市、高槻市、豊中市、東大阪市は別途検討中）。
- 北九州市については、平成28年12月9日に北九州市において条例が可決（2泊3日以上）。
平成29年1月から事業受付開始予定。
- 千葉市については、平成29年6月議会に条例案上程を予定。

○「民泊サービス」のあり方に関する検討会

- 「民泊サービス」について、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討するため、厚労省・観光庁を事務局として、上記検討会を2015年11月より開始。
- 平成28年3月、当面の対応等について中間報告を取りまとめ。
 - 「民泊サービス」においては、現行の客室面積の基準（延床面積33㎡以上）には必ずしも合理性があるとは考えられないことから、これを見直す方向で検討。
- 平成28年6月、最終報告を取りまとめ。
 - 検討課題：年間180日以下の範囲内で営業日数上限を設定することにしているが、具体的な日数は未定。

○ 民泊に係る法令改正の動向

- 上記検討会での中間報告を踏まえ、旅館業法施行令第1条第3項に規定する簡易宿所に係る構造設備基準「客室の延べ床面積33㎡以上」を「33（収容定員が10人未満の場合は3.3に収容定員を乗じて得た数）㎡以上」に改正する政令が、平成28年4月1日施行。
- 現在、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、国土交通省及び厚生労働省が、民泊新法及び旅館業法改正について、通常国会への提出に向けて、法案化の作業中。

消防用設備等に関する今後の方針

民泊の設置事例や相談事例を踏まえ、防火安全性を損なうことなく消防用設備等の設置合理化ができないか随時検討を行う。

民泊サービスにおける規制改革の概要 | (規制改革実施計画: H28.6.2閣議決定)

- 適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、類型別に規制体系を構築する。
注)民泊サービスとは、住宅(戸建住宅及び共同住宅)を活用した宿泊サービスの提供をいう。
- 新たな枠組みで提供される住宅を活用した宿泊サービスは、旅館業法とは別の法制度とする。
- 法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行う。
- 届出及び登録の手続きはインターネットの活用を基本とし、関係者の利便性に配慮する。
- **既存の旅館・ホテルに対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。**

民泊の類型

家主居住型

《要件》

- ①個人の生活の本拠である住宅であること。
- ②提供日に住宅提供者も泊まっていること。
- ③年間提供日数等が「一定の要件」を満たすこと。
注)一定の要件として年間提供日数上限(180日以下の範囲内で適切な日数)を設定

《枠組み》

- 届出制とし、一定の事項を義務化
- 住居専用地域でも民泊実施可能
注)条例等によって実施できないことも可能
- 宿泊拒否制限規定は設けない

家主不在型

《要件》

- ①個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。
- ②提供する住宅に「民泊施設管理者」が存在すること。
- ③年間提供日数等が「一定の要件」を満たすこと。
注)一定の要件として年間提供日数上限(180日以下の範囲内で適切な日数)を設定

《枠組み》

- 届出制とし、一定の事項を義務化
- 住居専用地域でも民泊実施可能
注)条例等によって実施できないことも可能
- 宿泊拒否制限規定は設けない

民泊施設管理者

《枠組み》

- 登録制とし、一定の事項を義務化
- 法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。

仲介事業者

《枠組み》

- 登録制とし、一定の事項を義務化
- 届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。
- 法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。



民泊サービス制度のイメージ図

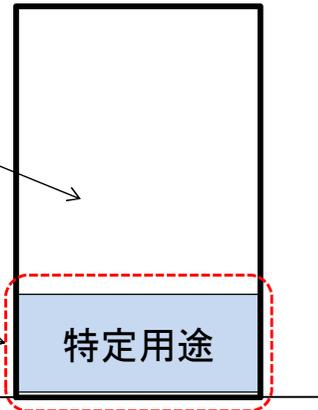
消防用設備等に係る執務資料について（平成28年5月16日付け消防予第163号）

1 令別表第1（5）項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合、当該宿泊施設の床面積が、当該防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であれば、規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物に該当することから、**規則第28条の2第1項第5号の規定**により、地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分には誘導灯の設置を要しない。

規則第13条第1項第2号（小規模特定用途複合防火対象物）

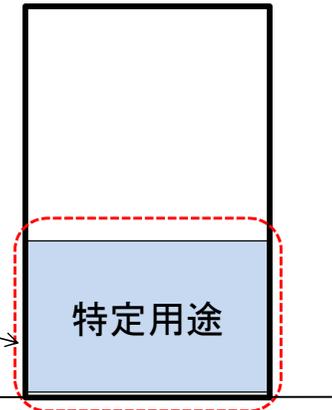
非特定用途（特定用途以外をいう）

特定用途の床面積の合計
10%以下かつ300㎡未満



小規模特定用途複合防火対象物（16）項イ

特定用途の床面積の合計
10%超又は300㎡以上



複合用途防火対象物（16）項イ

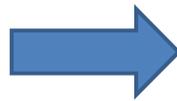
規則第28条の2第1項第5号

規則改正前
（改正41号通知適用後）

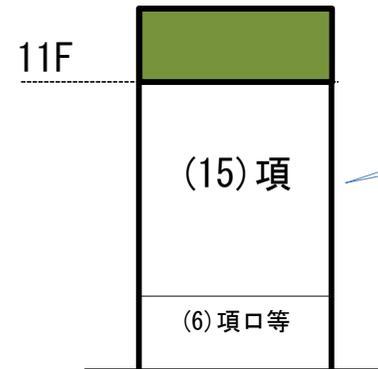


複合用途防火対象物（16）項イ

建物全体が16項イとなり、
元々設置不要だった部分
にも誘導灯が必要となる



規則改正後



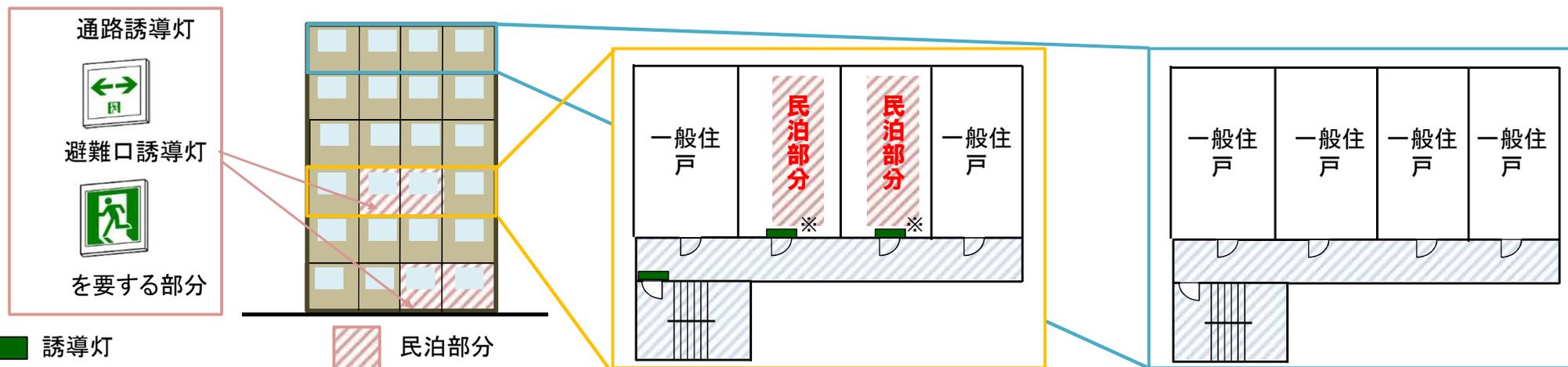
小規模特定用途複合防火対象物（16）項イ

元々不要だった部分（11階
以上、地階、無窓階以外）
には設置不要と省令で整理



消防用設備等に係る執務資料について（平成28年5月16日付け消防予第163号）

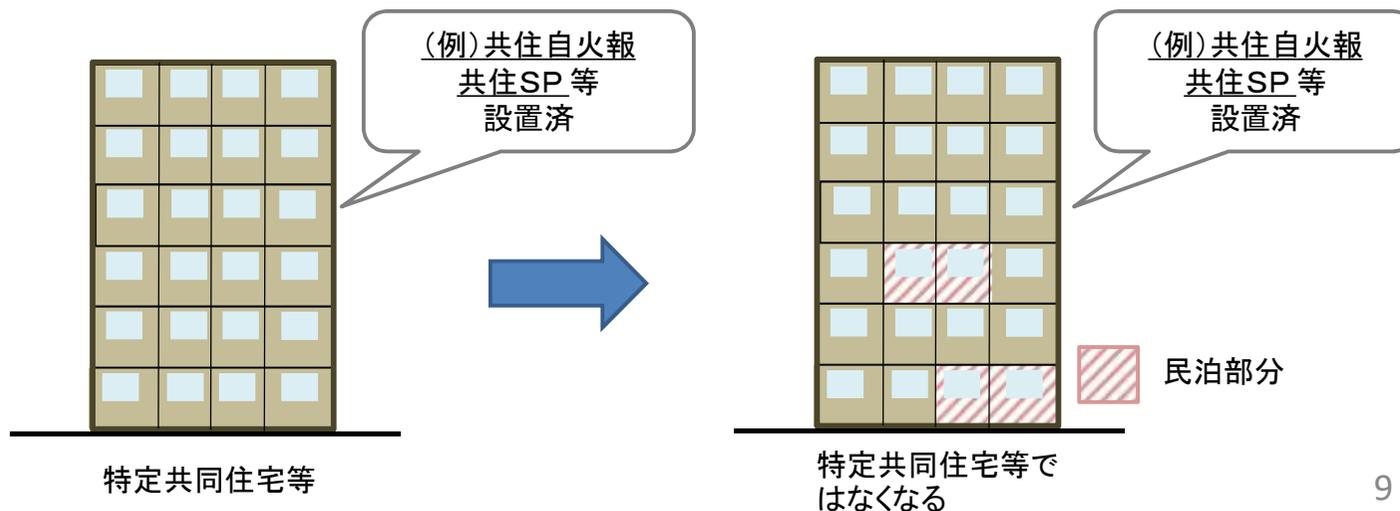
2 建物の主要構造部が耐火構造であり、主たる出入口に防火戸が設置されている等の一定の条件を満たす場合は、令32条を適用し、民泊サービス部分（避難経路を含む）のみにおける誘導灯の設置で足りる。



3 令別表第1(5)項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている特定共同住宅等の一部の住戸を宿泊施設として使用する場合に、次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めてよい。

要件

- 1 当該宿泊施設が100㎡以下で区画されていること。
- 2 当該宿泊施設の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の1以下、かつ300㎡未満であること。



消防用設備等点検報告制度の 現状について

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会について

消防用設備等点検報告制度が抱える種々の課題を検討することを目的として、平成27年7月に第1回を開催した。今後も必要に応じ継続予定。

日程と各回における主な議題は以下のとおり。

第1回 平成27年7月1日

- ・点検報告制度について
- ・点検報告率について
- ・点検実施者の点検資格の有無について

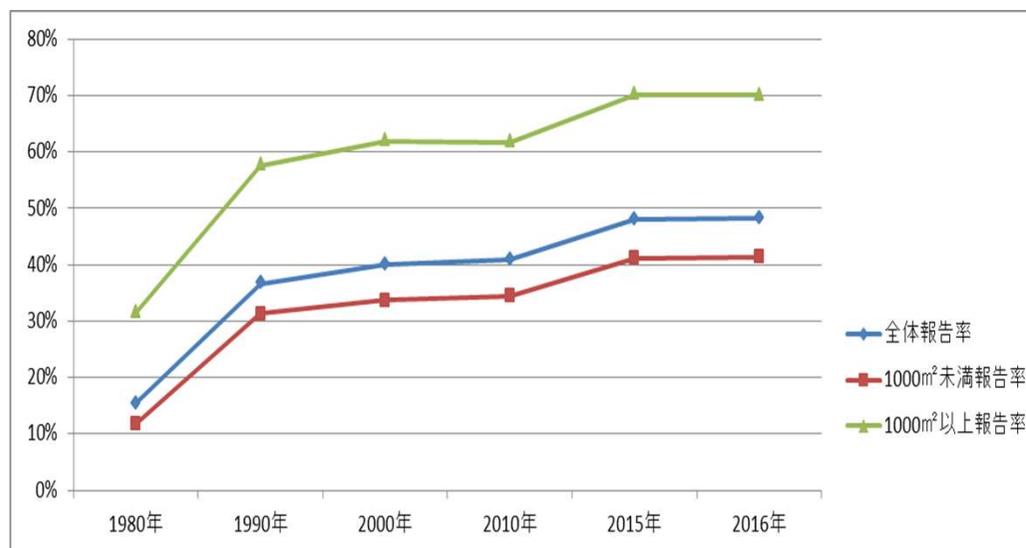
第2回 平成28年3月25日

- ・第1回の確認事項について
- ・点検報告率の高い消防本部及び関係団体への聴取について
- ・点検報告に係る留意事項(案)について(救助袋劣化事案対応)

第3回 平成28年10月11日

- ・点検報告率が大きく上昇した消防本部の取組事例紹介
- ・自家発電設備の負荷運転について
- ・誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて
- ・有資格者により点検を行う範囲について

➤ 全国の点検報告率の推移

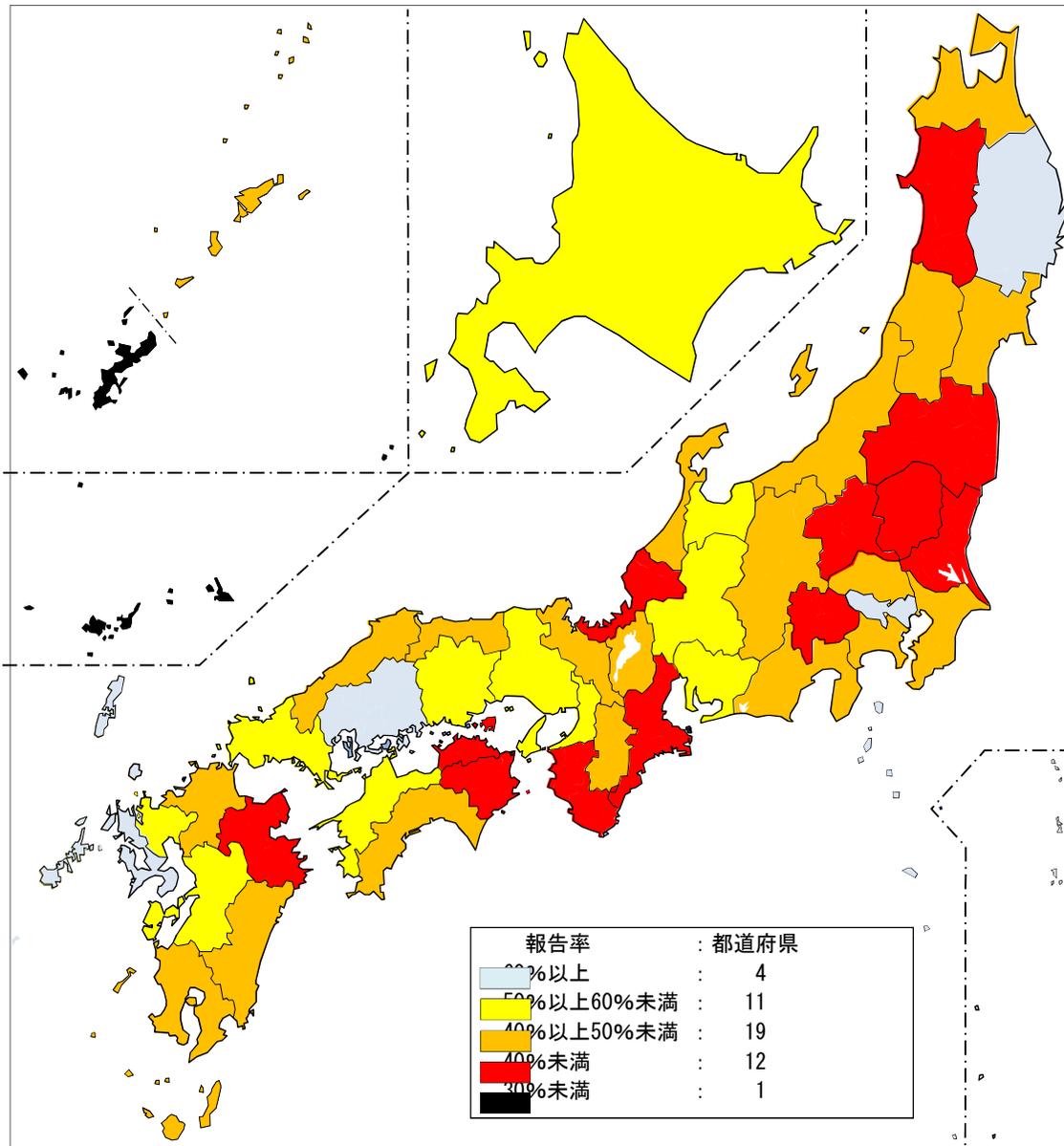


	全体報告率	1000m ² 未満報告率	1000m ² 以上報告率
1980年	15.3	11.7	31.4
1990年	36.6	31.3	57.6
2000年	40.0	33.7	61.9
2010年	40.8	34.3	61.7
2015年	48.0	41.2	70.0
2016年 (速報値)	48.2	41.4	70.0

都道府県別消防設備点検報告率(平成28年3月31日時点)

都道府県名	点検報告率
滋賀県	42.7%
京都府	43.6%
大阪府	53.1%
兵庫県	52.1%
奈良県	44.4%
和歌山県	33.6%
鳥取県	43.3%
島根県	41.5%
岡山県	53.5%
広島県	63.4%
山口県	56.7%
徳島県	32.7%
香川県	31.1%
愛媛県	59.7%
高知県	42.5%
福岡県	49.0%
佐賀県	54.6%
長崎県	61.5%
熊本県	51.5%
大分県	36.8%
宮崎県	41.8%
鹿児島県	44.8%
沖縄県	17.6%

全国平均
48.2%
(H28.3.31時点)



都道府県名	点検報告率
北海道	59.8%
青森県	44.7%
岩手県	60.4%
宮城県	41.4%
秋田県	35.3%
山形県	44.6%
福島県	39.5%
茨城県	31.8%
栃木県	30.9%
群馬県	34.4%
埼玉県	41.7%
千葉県	43.0%
東京都	66.8%
神奈川県	43.6%
新潟県	41.3%
富山県	55.6%
石川県	41.6%
福井県	34.4%
山梨県	36.4%
長野県	40.7%
岐阜県	51.4%
静岡県	44.5%
愛知県	54.1%
三重県	34.2%

<点検報告率(都道府県別)>

点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介

➤ 点検報告率が大きく上昇した消防本部における取組の事例紹介

平成26年度の点検報告率と比較して10%以上上昇した以下の消防本部に対して、「報告率上昇のためにどのような取組を実施したか」についてヒアリングを実施した。

○ A消防本部 平成26年度：45.7 % ⇒ 平成27年度：56.8 %（11.1 %上昇）

（取組事例）

消防用設備等点検報告の期限日より前に立入検査を実施し、点検報告の未報告が確認された場合には、期限日までに報告するよう指導する。

○ B消防本部 平成26年度：24.2 % ⇒ 平成27年度：34.3 %（10.1 %上昇）

（取組事例）

- 消防用設備等点検報告が未実施の防火対象物への立入検査を重点的に実施する。
- 立入検査を実施できない防火対象物に対し、点検報告の実施について文書を送付する。

（期待される効果）

- 消防職員が直接建物関係者に対して指導することで、点検及び報告の必要性を理解させ、実施に結びつけることができる。
- 立入検査の時期を点検報告期限よりも前に実施することで、単に忘れていただけの防火対象物関係者に対して、実施に繋げることができる。

➡ 点検報告制度に係る留意事項と報告率上昇のために有効と考えられる取組等を取りまとめ、他の消防本部に周知した。（「消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について」（平成28年12月20日付け消防予第382号））

点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

➤ 点検報告制度の創設時と現在における消防用設備等の設置基準の主な相違点

	用途	昭和50年4月時点	用途	平成28年4月時点	
スプリンクラー設備	1項(映画館等)	6000㎡以上※1	1項	6000㎡以上※1※2	
	2項(キャバレー等)	6000㎡以上	2項	6000㎡以上	
	3項(飲食店等)	6000㎡以上	3項	6000㎡以上※2	
	4項(百貨店等)	6000㎡以上	4項	3000㎡以上	
	5項イ(ホテル等)	6000㎡以上	5項イ	6000㎡以上※2	
	6項イ(病院等)	6000㎡以上		6項イ(1)(2)	全て※3
				6項イ(3)	3000㎡以上※2
				6項イ(4)	6000㎡以上※2
	6項ロ(養老施設等)	6000㎡以上		6項ロ(1)	全て※3
				6項ロ(2)	全て※3※4
				6項ロ(3)	全て※3
				6項ロ(4)(5)	全て※3※4
	6項ハ(幼稚園等)	6000㎡以上		6項ハ	6000㎡以上※2
				6項ニ	6000㎡以上※2

※1 舞台部床面積500㎡以上で舞台部に設置
 ※2 総務省令で定める部分(スプリンクラー代替区画部分)を除く
 ※3 延焼抑制構造を有するものを除く
 ※4 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外にあっては延べ面積275㎡以上の場合必要

点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

	用途	昭和50年4月時点	用途	平成28年4月時点
自動火災報知設備	1項(映画館等)	300㎡以上	1項	300㎡以上
	2項(キャバレー等)	300㎡以上	2項イ(キャバレー等)	300㎡以上
			2項ロ(遊技場等)	300㎡以上
			2項ハ(性風俗関連特殊営業を営む店舗)	300㎡以上
			2項ニ(カラオケボックス等)	全て
	3項(飲食店等)	300㎡以上	3項	300㎡以上
	4項(百貨店等)	300㎡以上	4項	300㎡以上
	5項イ(ホテル等)	300㎡以上	5項イ	全て
	6項イ(病院等)	300㎡以上	6項イ(1)~(3)(患者を入院させるための施設を有するもの等)	全て
			6項イ(4)(患者を入院させるための施設を有しないもの等)	300㎡以上
	6項ロ(養老施設等)	300㎡以上	6項ロ	全て
	6項ハ(幼稚園等)	300㎡以上	6項ハ	300㎡以上※1
			6項ニ	300㎡以上
	9項イ(公衆浴場)	200㎡以上	9項イ	200㎡以上
	13項ロ(飛行機の格納庫等)	全部	13項ロ	全部
17項(重要文化財等)	全部	17項	全部	

※1 利用者を入居させ、又は宿泊させるものは、全部

点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

➤ スプリンクラー設備の点検内容で有資格者でないと困難と思料される項目の例

点検項目		点検方法	判定方法
水道連結方式	放水圧力	(1) 放水圧力は末端試験弁を開放し、圧力計の指示値を確認する。なお、末端試験弁を設けない場合は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	末端試験弁、放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあつては0.05MPa以上1MPa以下)であること。
	減圧のための措置	(2) 減圧のための措置は、水源の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない場合にあつては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けないものにあつては、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料でした場合にあつては0.05MPa以上1MPa以下)であること。

➤ 自動火災報知設備の点検内容で有資格者でないと困難と思料される項目の例

点検項目		点検方法	判定方法
受信機及び中継器	火災表示等(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	火災試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。
			イ 蓄積式受信機にあつては、前ア1によるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。
			ウ 二信号式受信機にあつては、前ア1によるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。
			(イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。

点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

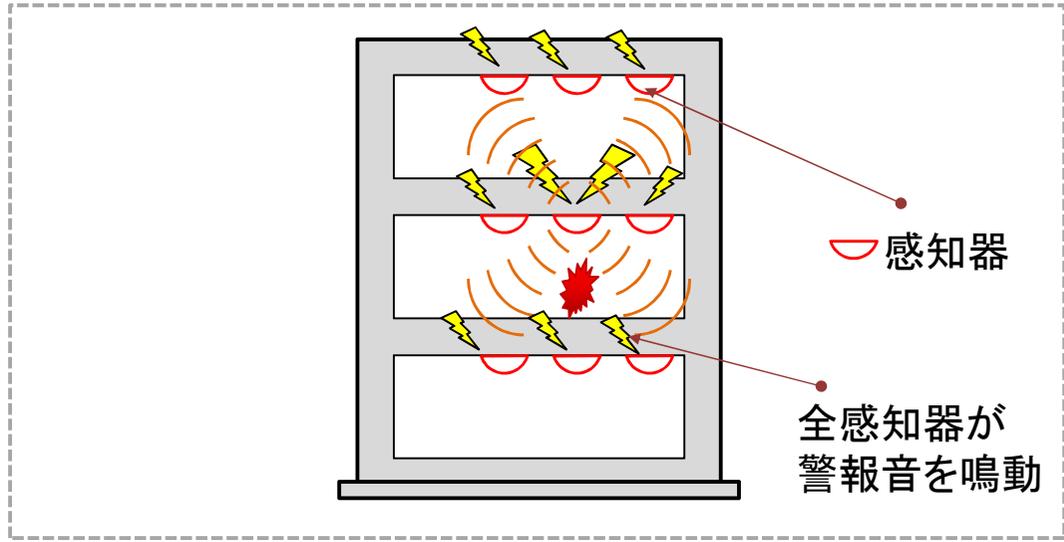
➤ 点検有資格者でなくても点検可能と思料される消防用設備等について

(特定小規模施設用自動火災報知設備(無線方式))

(設置基準)

特定小規模施設(2項二、5項イ等の用途が存する防火対象物で延べ面積300㎡未満のもの等)のうち、以下の部分に設置する。

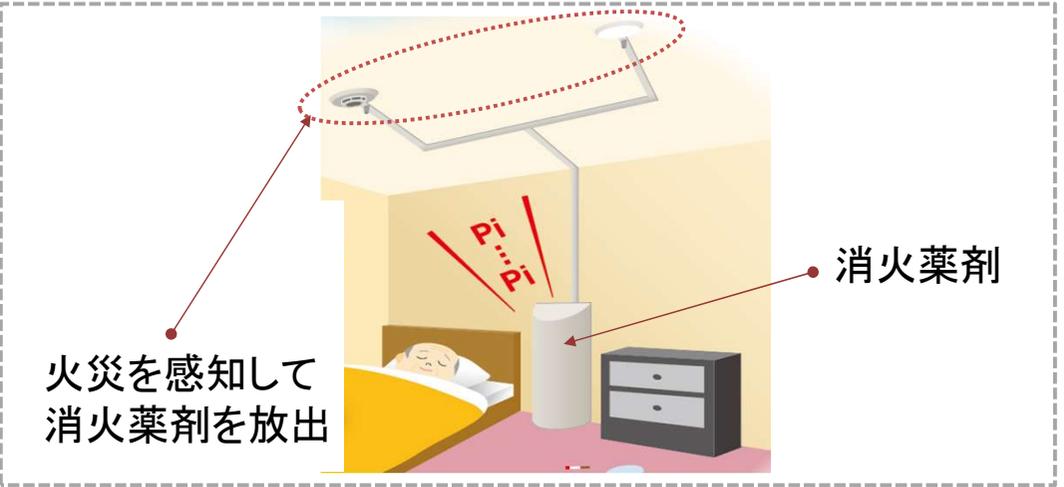
- ・ 建築基準法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- ・ 倉庫、機械室その他これらに類する室
- ・ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの



(パッケージ型自動消火設備Ⅱ型)

(設置基準)

スプリンクラー設備の設置が必要な医療施設又は社会福祉施設で、延べ面積275㎡未満のもの(易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く)に設置可能。



有資格者について、延べ面積だけでなく、設置される消防用設備等も考慮することを検討してはどうか。ただし、特に小規模な防火対象物に設置される消防用設備等(特定小規模施設用自動火災報知設備、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型)についても有資格者でなければ点検ができないか、あわせて検討は必要。

自家発電設備の負荷運転について

➤ 負荷運転の実施目的

- 自家発電設備は、消防用設備等と同様に消防法第17条の3の3の規定により定期的な点検及び消防機関への報告が義務づけられており、1年に1度の総合点検時に負荷運転を実施することを求めている。
- 自家発電設備に電力を必要とする機器を接続し、それらに電力を供給して稼働させる際に自家発電設備に異音や漏油等の異常が見られないか確認するとともに、排出系統内の未燃燃料を除去することができる。

点検基準 (昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

- 運転状況
漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。
- 換気
給気及び排気の状態が適正であること。

点検要領 (平成14年6月11日消防予第172号)

- 運転状況
擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。
- 換気
定格出力の30%以上の負荷運転中、発電機室内又はキュービクル内の換気の状態を室内温度等により確認する。

➤ 今後の検討

分解整備点検と負荷運転を総合点検時に一度実施すれば、毎年の負荷運転を一定年数省略可能かどうか？

※分解整備点検とは

原動機及び発電機の内部点検、発電装置の冷却水、潤滑油の性状分析、経年劣化が進んだ部品の交換等を実施する点検。

※擬似負荷装置の例(下図)

置 乾式
式 金属抵抗装

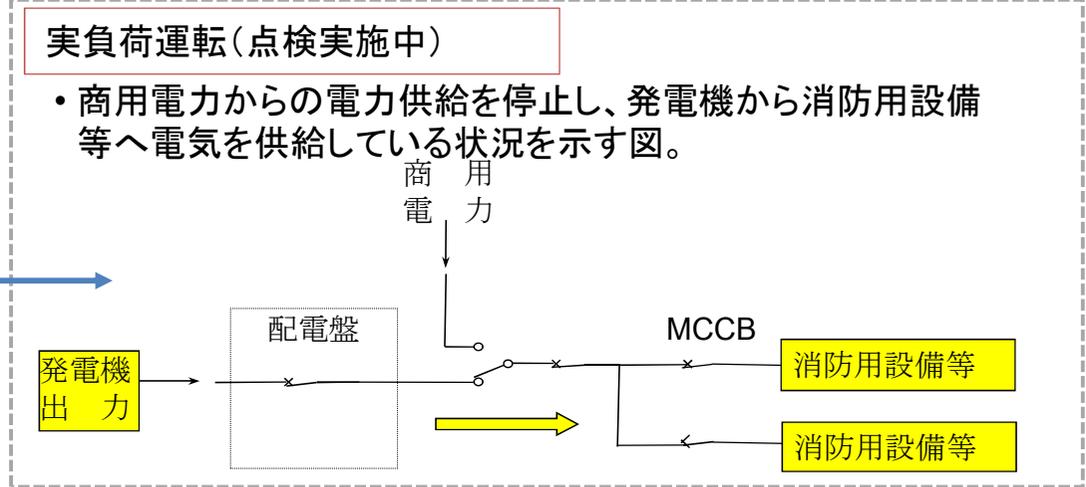
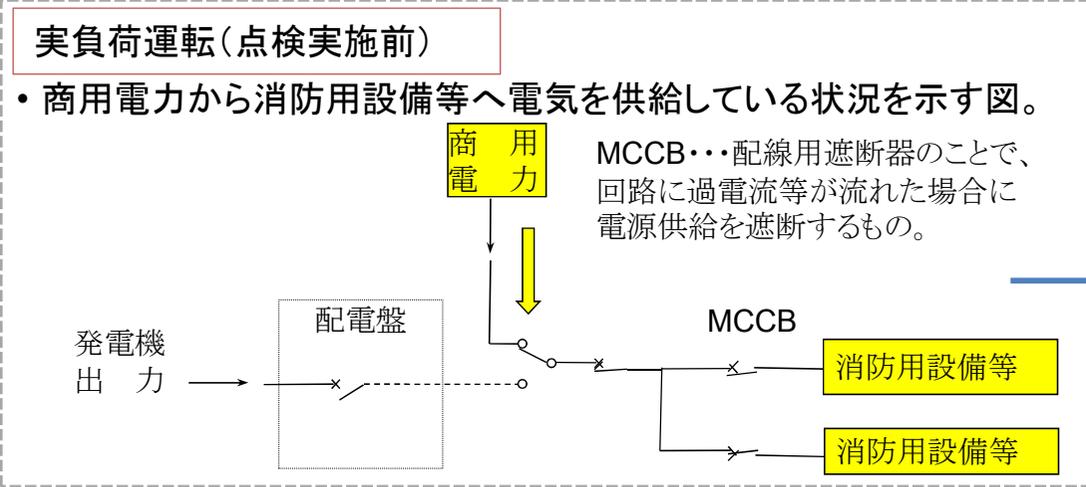


水抵抗装置(移動式)



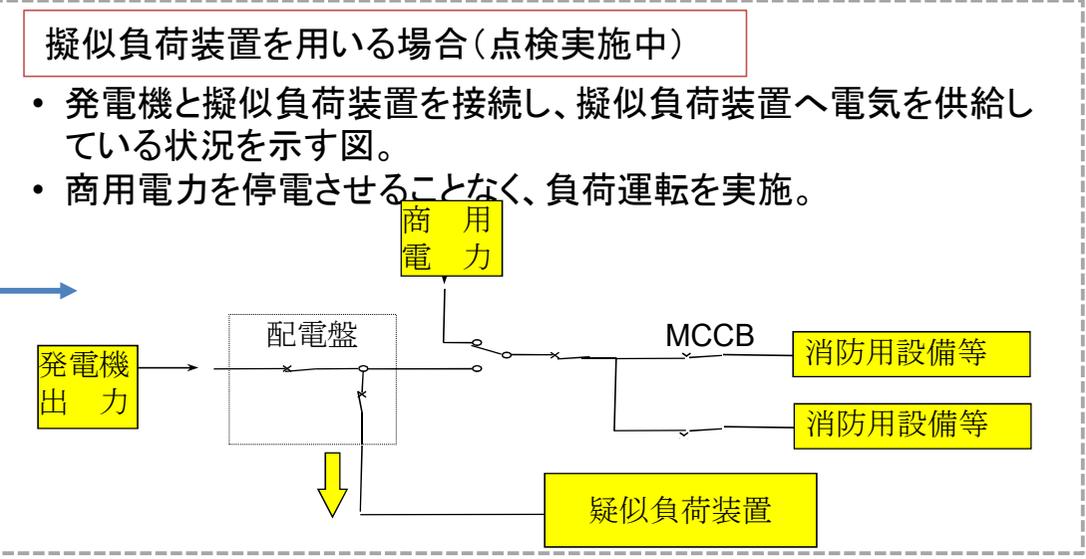
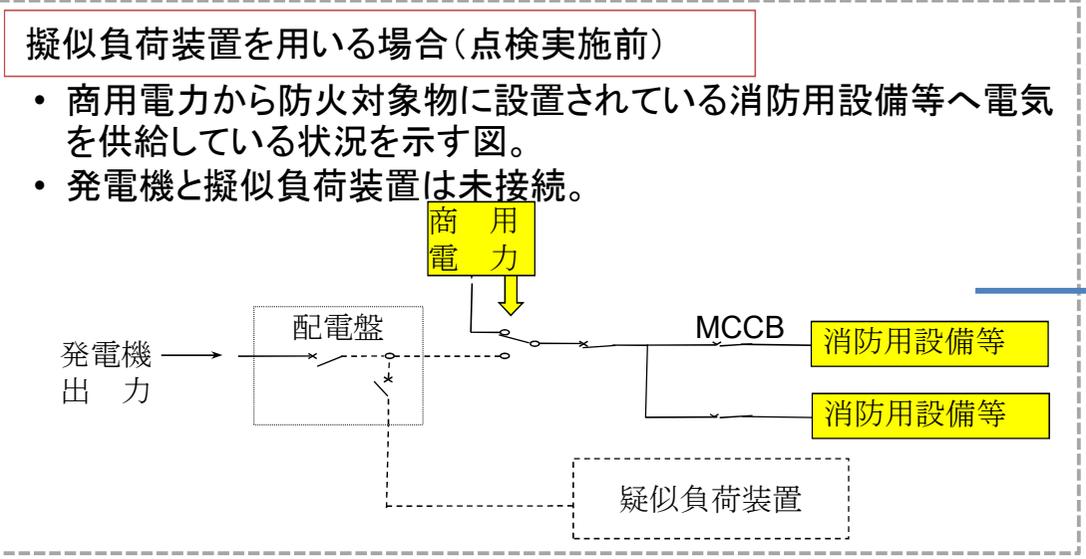
自家発電設備の負荷運転について

➤ 実負荷運転



- 防火対象物によっては、商用電源を停電させなければ実負荷による負荷運転が実施できない場合がある。
- 自家発電設備の定格出力に対して実負荷の容量が少なく、点検要領に規定される定格出力の30%以上の負荷が確保できない場合がある。

➤ 擬似負荷運転



- 擬似負荷装置の手配や監視要員の配置等にコストがかかる。
- 防火対象物の規模や自家発電設備が設置されている場所によっては電気ケーブルの敷設工事等が困難な場合がある。

自家発電設備の負荷運転について

消防用設備等点検結果報告書受理時の留意事項

別記様式第24 非常電源（自家発電設備）（その3）

絶縁抵抗	MQ			
始動装置	※始動用蓄電池設備			
	始動用空気圧縮設備	ℓ		
	始動補助装置			
保護装置				
負荷運転	運転状況	①	②	
	換気最終室温	℃		
切替性能	運転切替性能			
	※蓄電池切替性能			
	始動用燃料切替性能			

自家発電設備に係る点検結果報告書受理時には次のような点に留意し、負荷運転の欄の記入内容が適切であることを確認する。

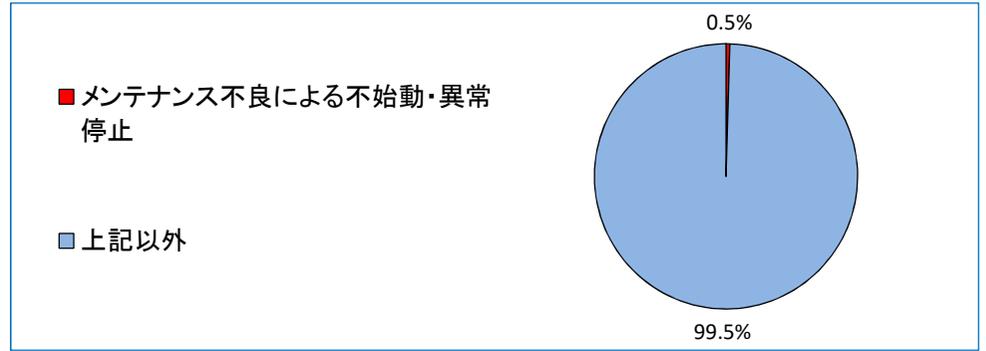
- ① 運転状況の欄が「無負荷」等となっていないこと。
- ② 判定結果が空欄や「/（斜線）」等となっていないこと。

東日本大震災における自家発電設備のメンテナンス不良による不始動・停止台数

（社団法人日本内燃力発電設備協会発行「東日本大震災における自家発電設備調査報告書」より）

1975年～震災までに東北・関東地方に設置された防災用自家発電設備は70,303台。そのうち震度6強以上の地域に設置された4,811台が調査対象。

総計	4,811台
メンテナンス不良による不始動・異常停止	23
上記以外	4788



【参考】阪神大震災時の状況

不始動	60 / 1,281 = 4.7% (東日本大震災時 17 / 4,811 = 0.4%)
異常停止	30 / 1,281 = 2.3% (東日本大震災時 60 / 4,811 = 1.2%)

※メンテナンス不良によらないものも含む。

誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて

① 蓄電池に係る点検方法の見直しについて

- 設置後5年以内であれば、蓄電池における不具合発生率が低いとの報告がある。
- LED等の高輝度ランプの寿命は6年程度とされている。

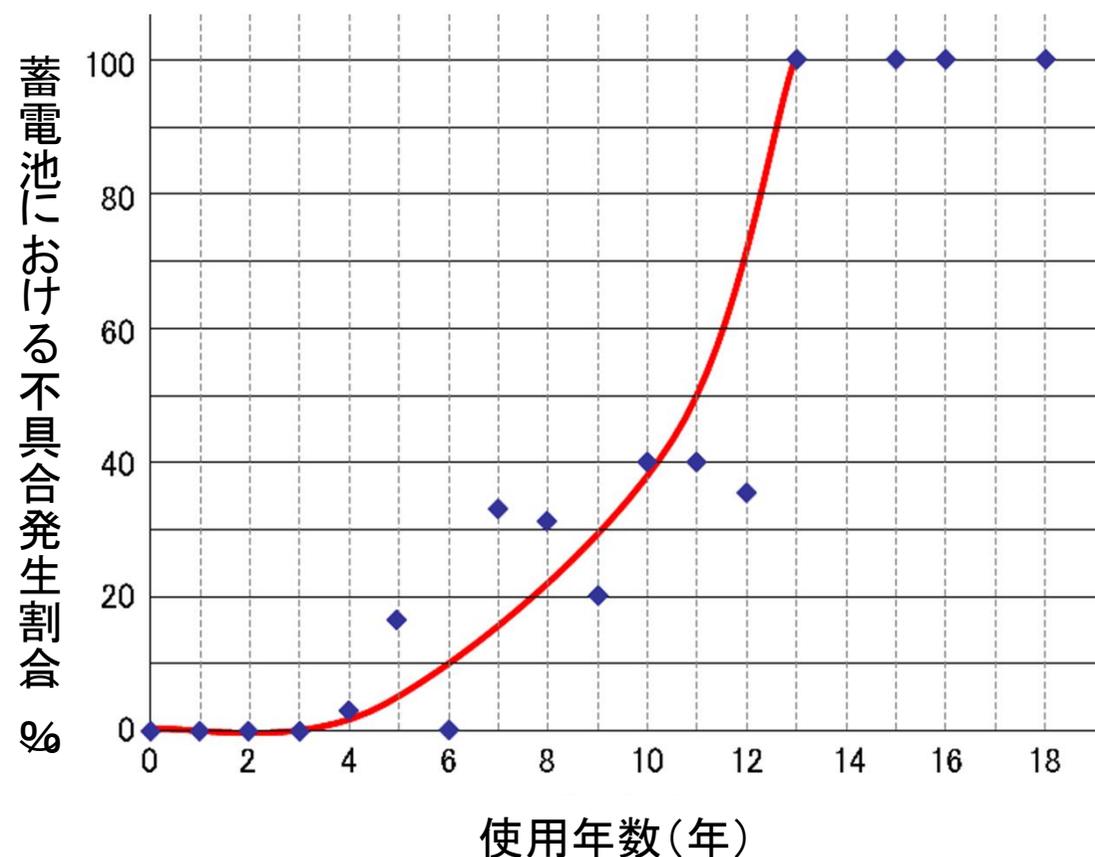


(提言内容)

上記を踏まえ、誘導灯の設置から5年間(蓄電池を交換したものは交換後5年間)は非常電源への切り替え動作確認のみとしてはどうか。
(6年目以降は、従前のとおり自動点検機能等を活用し、蓄電池容量の有無等を確認する。)

(検討が必要な事項)

- 提言された5年間という期間は適正か
※ 使用年数4年以降で発生する不具合については、他の点検項目等により確認が可能か。
- 誘導灯に用いられている蓄電池の性能はどのようにして確保されているのか。



誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて

② 自動点検機能を活用した光源に係る点検方法の見直しについて

(光源に係る点検項目)

- ア 汚損、著しい劣化、ちらつき等がなく、正常に点灯していること。
- イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。【目視で確認可能】

(自動点検機能で上記項目のアを確認する方法)

- ① 誘導灯の点検スイッチまたは点検用リモコンなどの操作により自己点検動作を開始する。
- ② 点検終了後にランプモニタ表示により異常の有無を確認する。
(ランプモニタは誘導灯の累積点灯時間により交換時期をランプの点滅等により表示)

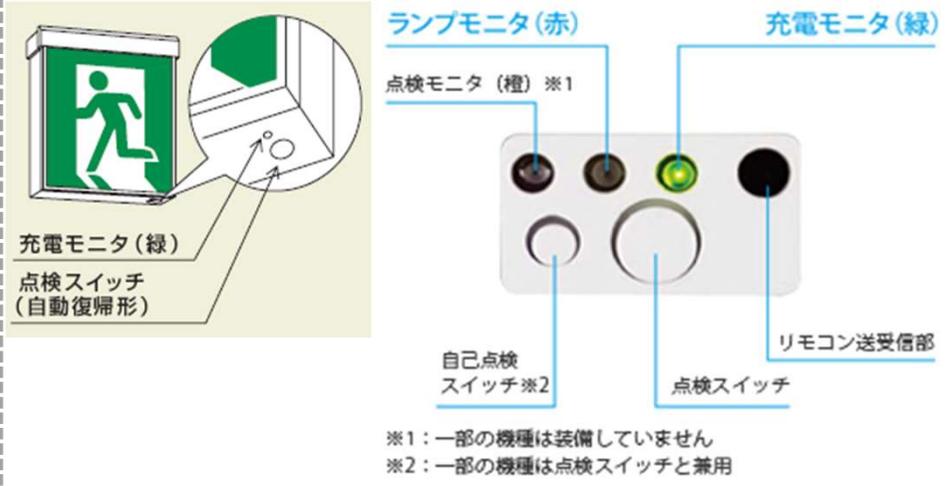
(提言内容)

自動点検機能付きの誘導灯にあっては、モニタ表示を確認することにより、光源に係る点検項目のアの実施が可能ではないか。

(検討が必要な事項)

- 光源に係る不具合でランプモニタにより確認できないものはないか。
- ランプ交換時期(累積点灯時間)は、光源の寿命に対しどの程度安全率を見込んでいるものなのか。

(自動点検機能を有する誘導灯の例)



※1：一部の機種は装備していません
 ※2：一部の機種は点検スイッチと兼用

点検結果のチェック表

本体のモニタ表示状態		原因	対策
充電モニタ	点灯	正常	—
	消灯	・蓄電池未装着 ・ユニット不具合	・蓄電池コネクタを接続する ・器具を交換する
	点滅	・蓄電池交換時期	・蓄電池を交換する
ランプモニタ	消灯	正常	—
	点灯	・コネクタ外れ ・ランプ不具合(破損等)	・ランプコネクタを接続する ・ランプを交換する
	点滅	・ランプ交換時期	・ランプを交換する

誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて

③ 表示板の変色程度の確認時に色見本を活用することについて

(表示板に係る点検基準・点検要領)

- 点検基準
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- 点検要領
ア 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。
イ 取付状態が適正であること。
※ 表面の緑色が青色に、白色が茶色等に**変色している場合は速やかにパネルを交換する。**

パネルの交換が必要な変色の有無についての判断は点検実施者により行われている。

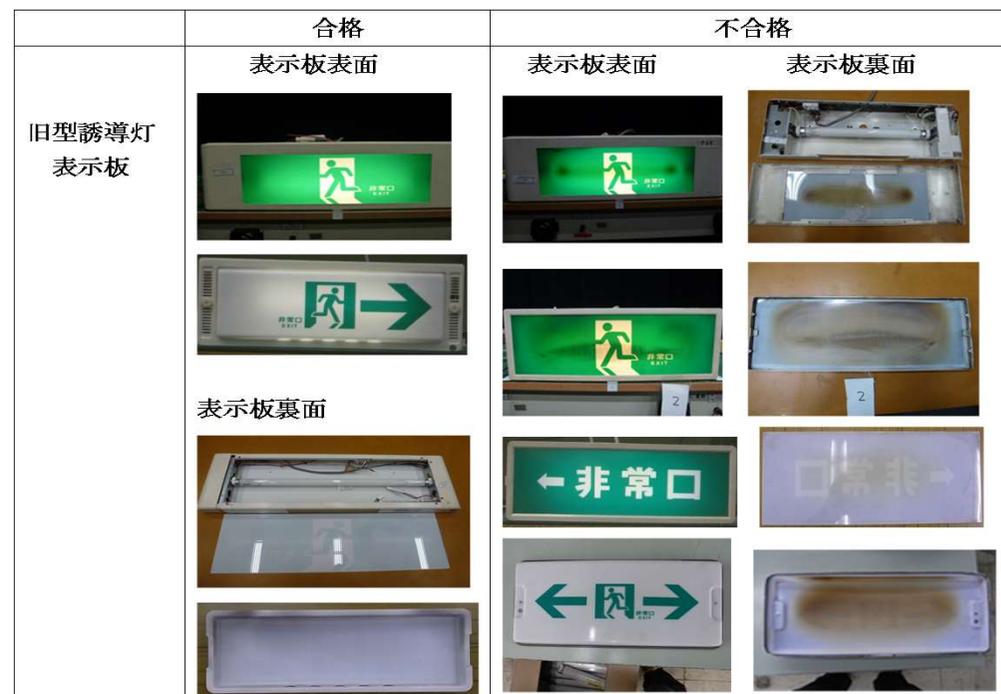
(提言内容)

- パネルの変色程度の許容範囲を検討し、右図の例のように、色見本(限度見本)を作成。
- 点検時において、表示板の表面・裏面の白色部分の変色を当該色見本と照らし合わせ、許容範囲内であることを確認することを点検要領に反映させてはどうか。

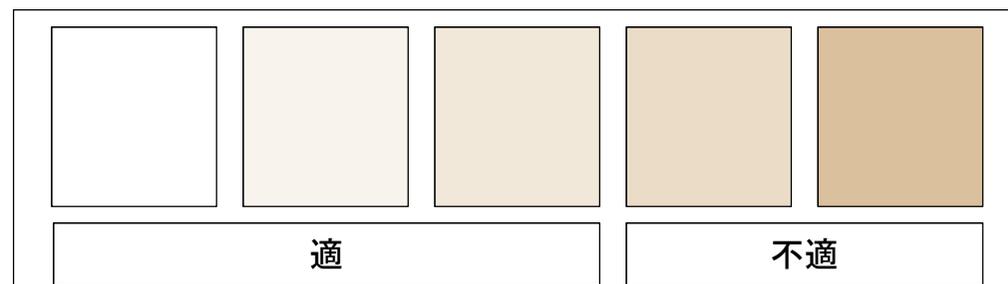
(検討が必要な事項)

- 一般的にパネルは全体が均一に変色することではなく、部分的に変色が進行するため、パネルのどの部分の変色を評価すべきか、検討が必要。
- 裏面を確認するためにはパネルの取り外しが必要になることから表面のみで確認できないか。

(誘導灯の表示板の変色)



(色見本の例)



パッケージ型自動消火設備の 告示改正について

パッケージ型自動消火設備の告示改正

- 近年、比較的小規模な施設で重大な人的被害を伴う火災が相次いで発生したことを踏まえ、消防法施行令が改正され、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付け（社会福祉施設は平成27年4月1日施行。有床診療所・病院は平成28年4月1日施行。ともに経過措置あり）

それに伴い、自力避難困難性の高い小規模施設について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置可能施設を拡大

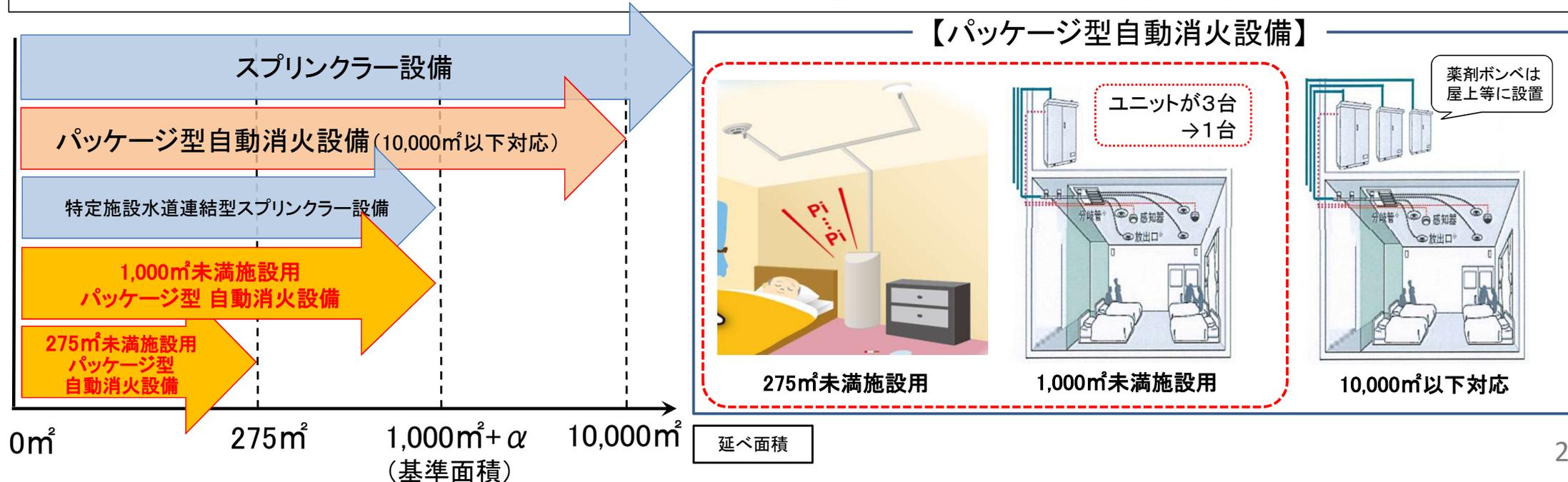
社会福祉施設(延べ面積1,000㎡未満) → 社会福祉施設、有床診療所・病院等(基準面積1,000㎡未満)

※ 基準面積に算入しない部分 … 手術室・レントゲン室等の医療施設特有のヘッド免除部分で、一定の防火措置が講じられている部分

- 比較的小規模な施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置を可能とするため、必要な技術上の基準を策定(H28年1月29日公布・施行)

1,000㎡未満施設用:各消火区画に対する構造等は従前のものと同様で、消火薬剤容器等のユニット数を3から1にしたもの

275㎡未満施設用:小規模施設の特性に対応した消火性能を有し、居室単位での簡易な工事で設置が可能なもの



パッケージ型自動消火設備の告示改正

従来の10,000㎡以下を対象としたパッケージ型自動消火設備→ **I型**として法令に位置付け
275㎡未満を対象としたパッケージ型自動消火設備→ **II型**として法令に位置付け

パッケージ型自動消火設備(II型)の主な特徴

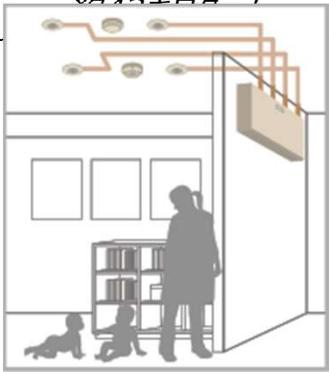
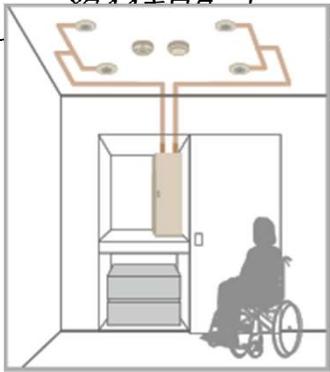
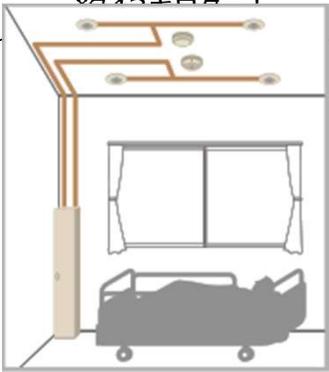
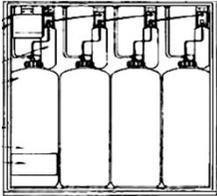
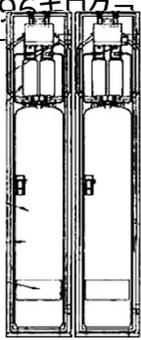
- 消防法施行令別表第一(6)項イ又はロの延べ面積275㎡未満の施設を対象
- 第1消火試験及び第2消火試験として「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成6年3月9日消防予第53号)第17条に規定する消火試験を準用
- 火災拡大抑制試験としてISO6182-10(自動スプリンクラーシステム 家庭用スプリンクラーに関する要求事項と試験方法)6.18に規定する火災試験を準用
- 消火薬剤量が防護面積13㎡に対して16L
- 易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものがある場合は、設置することができない

(参考)

- ISO6182-10は、UL1626(2003年版)を元に2006年に策定。
- UL1626は米国基準として1988年に策定されたもので、カリフォルニア州やワシントンD.C.で採用されているほか、州で採用していなくても地域で採用している場合がある。

➤ 平成28年消防庁告示第3号として、平成28年1月29日に公布・施行

パッケージ型自動消火設備（II型）の製品開発状況

	製品A	製品B	製品C	製品D	製品E
防護面積	13平方メートル				
消火薬剤 容量	第三種浸潤材等入り水				
	16リットル (4リットル×4本)	16リットル (8リットル×2本)	16リットル (16リットル×1本)	36リットル (9リットル×4本)	36リットル (18リットル×2本)
サイズ(mm)	W900・D180・H400	W380・D205・H830	W230・D205・H1400	W732・D205・H830	W412・D205・H1484
質量	約12キログラム			約91キログラム	約96キログラム
設置 イメージ	 壁に設置する場合	 押入れに設置する場合	 床に設置する場合	 (製品Bの約2倍)	 (製品Cの約2倍)
付帯条件	放出口を設置する居室等の壁が、建築基準法施行令第1条第5号で定める準不燃材料の内装仕上げであること。			(内装仕上げ不要)	
認定	平成28年2月認定済み			平成28年6月認定済み	
設置する上 での課題	既存の障害者グループホーム等の壁については、準不燃材料の内装仕上げがされていない（又は不明）ものもあり、設置するためには内装の改修が必要			サイズが大きいため、広いスペースが必要	

グループホーム等の入居する建物の代表的な内装材を用いた試験を実施することにより、消火薬剤の量を製品D及びEよりも少なくし、内装の改修なしで設置可能な製品の開発を促進する。なお、代表的な内装材については現在調査中。

13㎡未満の居室に2㎡以上の収納設備がある等によりII型1台では防護できない場合は、住宅用下方放出型自動消火装置の活用を可能とする方向で検討中（条件：収納設備の上限面積、当該装置の消火性能）

パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）の設置に係る特例の考え方（H28.9.13消防予第278号）

グループホーム等にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型を設置する際、次の場合は2台以上の設置が求められる。

- (1) 13㎡以下の居室に対し収納設備が設けられ13㎡を超える場合（図1参照）
- (2) 居室と収納設備の床面積の合計が13㎡以下であっても、居室や収納設備の形状等の理由から1台のⅡ型では防護し難い場合（図2参照）



次の1～3の条件を満たす場合は、収納設備は居室と比べて出火危険性が低いこと、居室と比較して体積が小さいため早期の火災感知が可能であること及び防護面積が小さいことに鑑み、令第32条を適用し収納設備に対しⅡ型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置しても差し支えない。

- 1 一の収納設備の床面積は3㎡以下
- 2 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有している。
- 3 住宅用下方放出型自動消火装置についても定期的に点検が実施され適切に維持管理されている。

※ なお、設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、居室と収納設備が一の同時放射区域となる場合であっても必ずしもⅡ型との連動を要さないものとする。

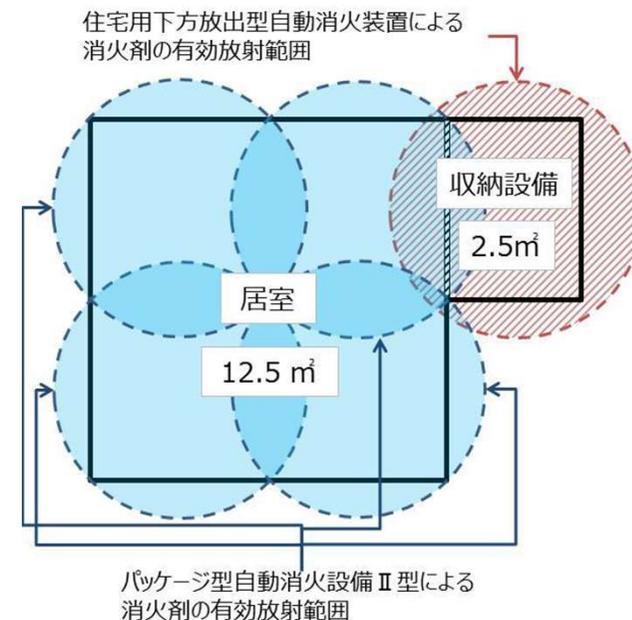


図1

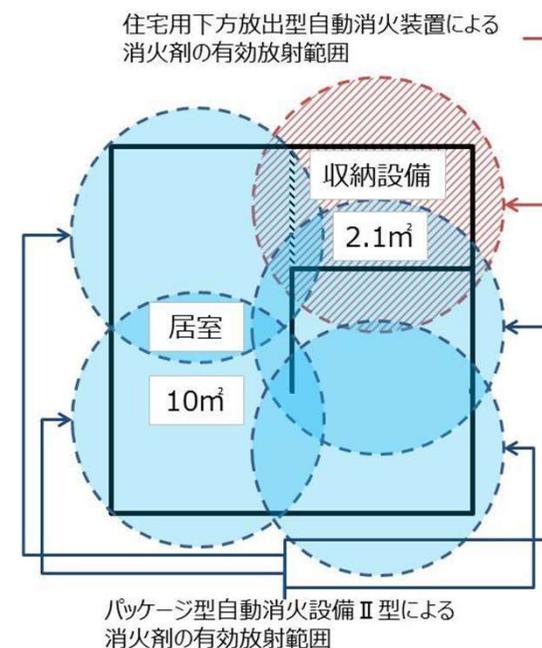
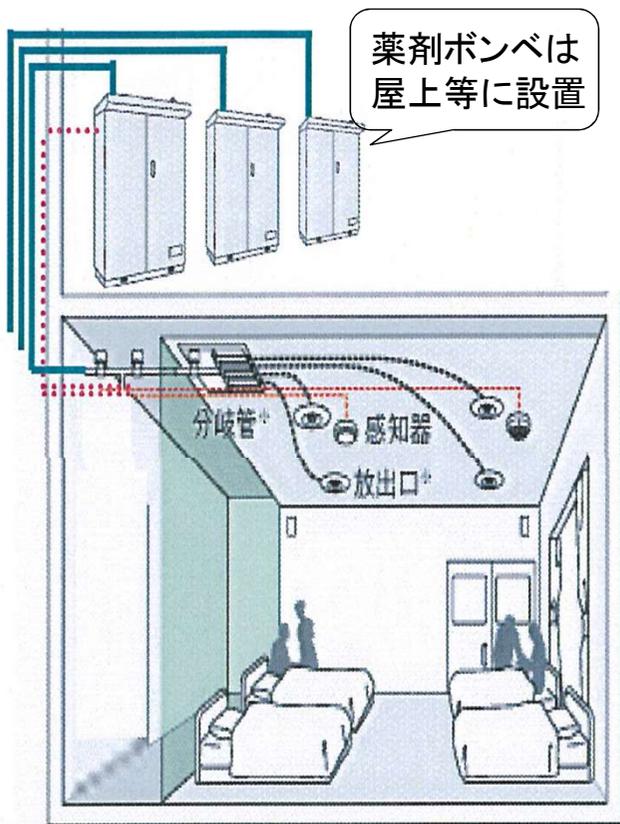
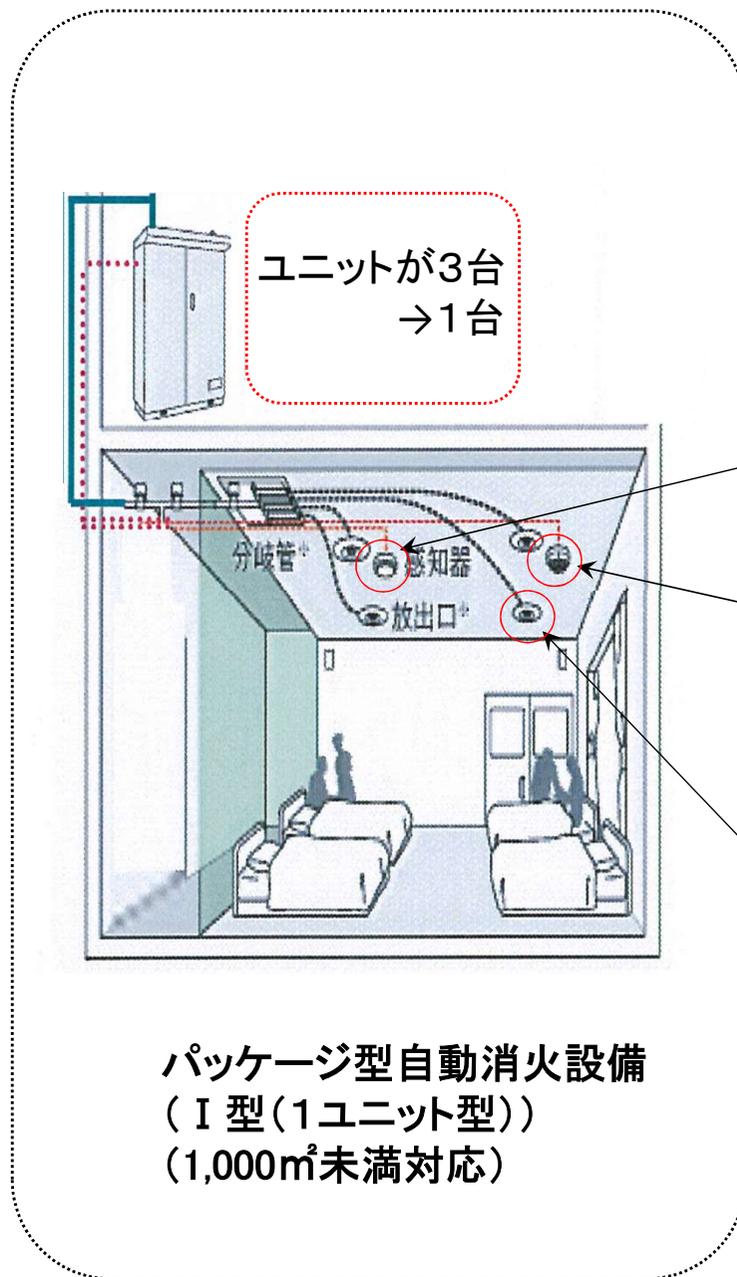


図2

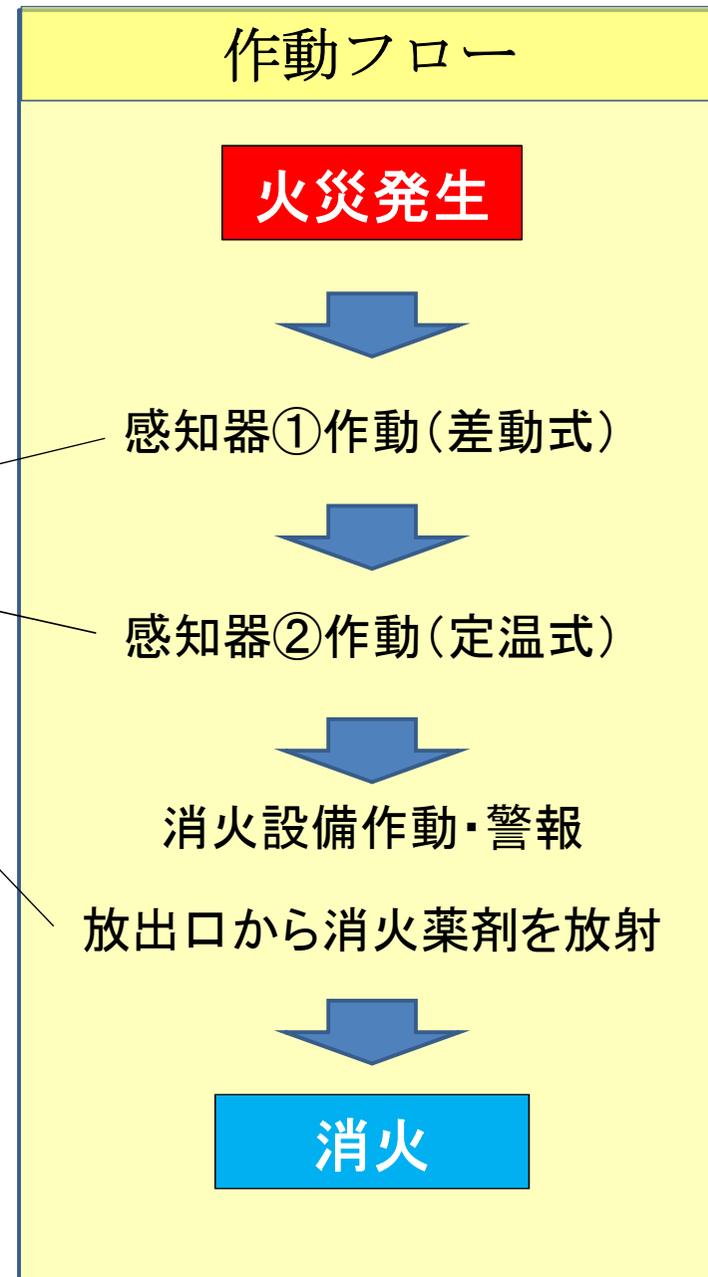
1,000㎡未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備



パッケージ型自動消火設備 (I型)
(10,000㎡以下対応)



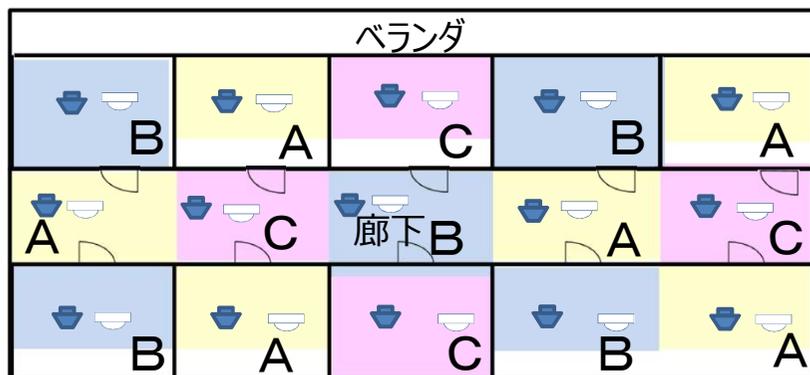
パッケージ型自動消火設備
(I型(1ユニット型))
(1,000㎡未満対応)



1,000㎡未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の導入に係る告示改正の概要

- 構造等は現行の10,000㎡以下対応のものと同様で、その設置の基準を緩和する（1ユニットのみでの設置を認める）規定を追加することで設置を認めようとするもの。

改正前

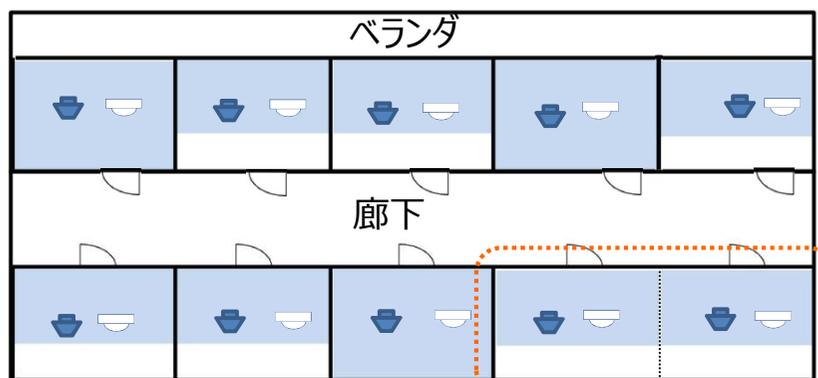


- 万一延焼した場合にも確実に消火できるよう、隣接する居室等には異なるユニット（消火剤等）を設置することを義務付けている（＝同一ユニットの共有は不可）ため、その結果、一般的に3ユニット以上設置することが必要となっている。

※現在流通しているパッケージ型自動消火設備は、21㎡毎に1つのユニットを設置



改正後



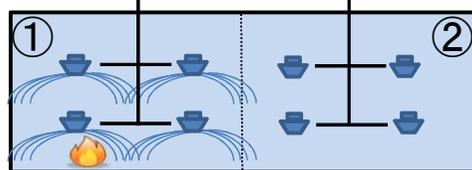
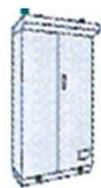
- 1,000㎡未満の施設については、避難時間が短いこと等を考慮し、上記基準を緩和し、隣接する居室等であっても1つのユニットで対応可（＝同一ユニットの共有可）とする。
- また、その際、広い居室に設置した場合でも、火災が発生した部分に有効に消火剤を放射できるよう、火災の発生場所以外の放出口からは消火剤が出ないように措置することを求める。

（措置例）

- ・受信装置及び選択弁により、①から消火剤が放射されたときは②からは出ないようにする。
- ・区画の境界部分に垂れ壁（35cm）を設置して、熱の広がりを抑制し、

②の感知器が反応しない（②からは消火剤が出ない）ようにする。

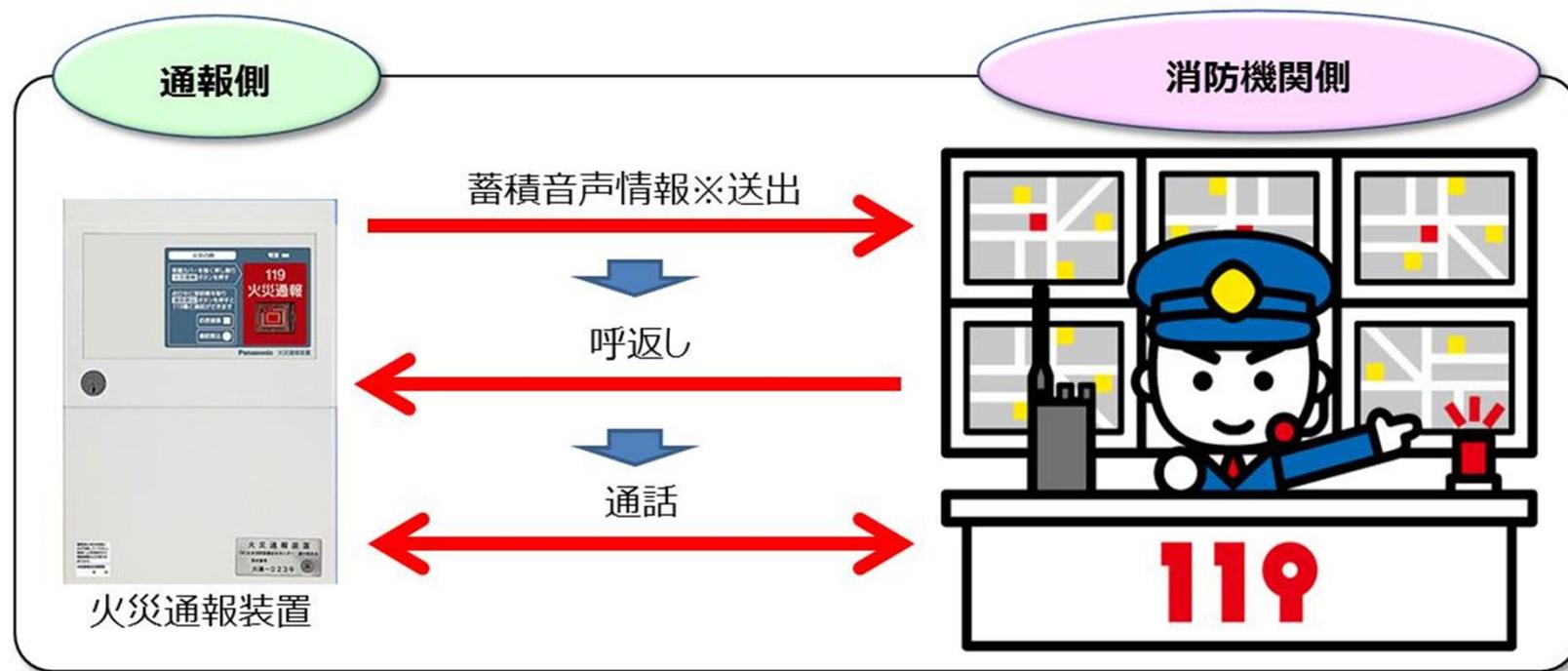
- 隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域間が壁等で区画されている場合を除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定する。



IP電話に対応した火災通報装置に係る改正 について

IP電話回線に対応した火災通報装置について

- 火災通報装置とは
一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置（電話回線を利用するものに限る。）
- 設置されている**主な用途**・・・旅館・ホテル、病院、社会福祉施設等



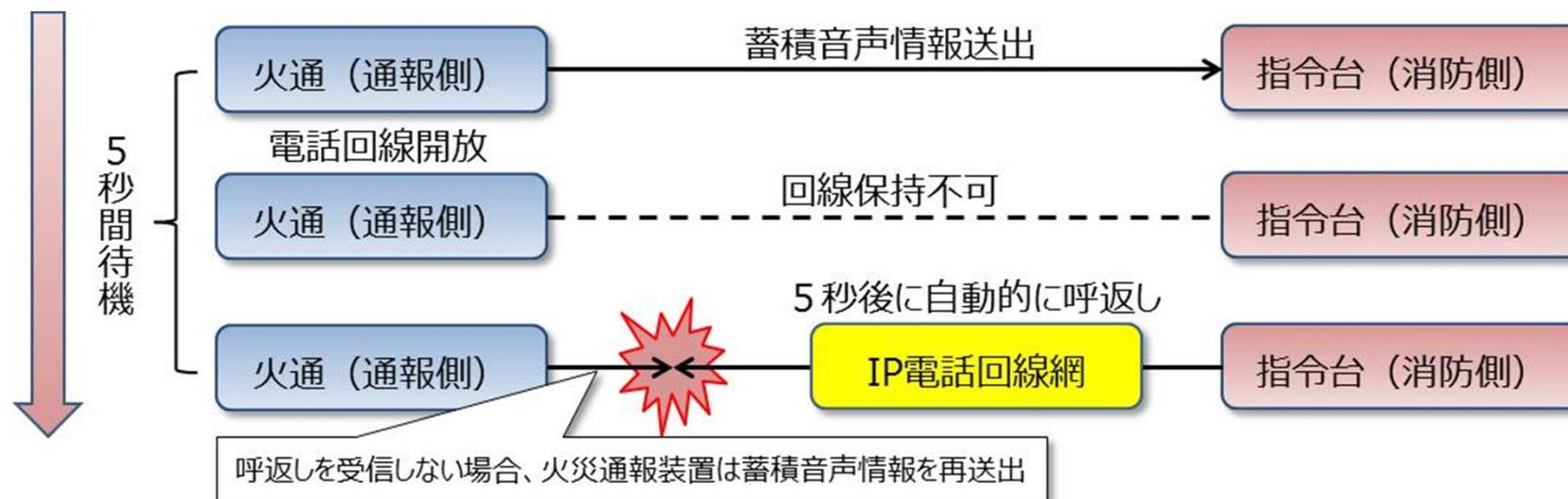
※蓄積音声情報・・・火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報などあらかじめ音声で記憶させているもの

IP電話回線に火災通報装置を接続する場合の課題

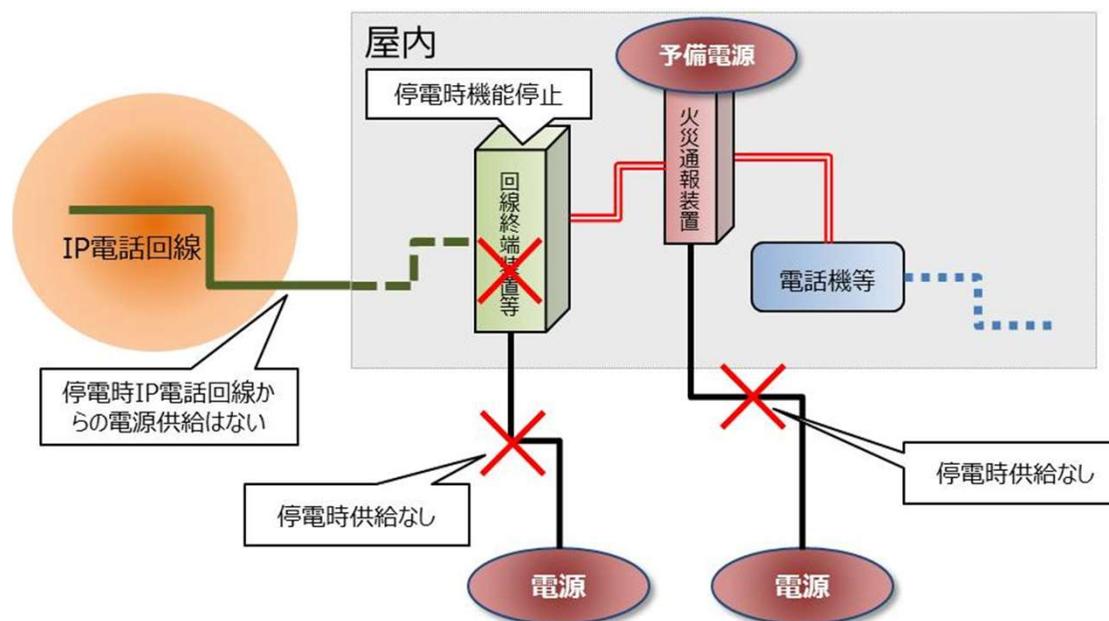
- 1 消防機関からの呼返しを受信できない場合があること。
- 2 IP電話回線に用いられている回線終端装置等の周辺機器が非常電源を有していなければ、停電時に回線が使用できなくなること。

IP電話回線に対応した火災通報装置について

【課題 1】 消防機関からの呼返しを受信できない場合があること。

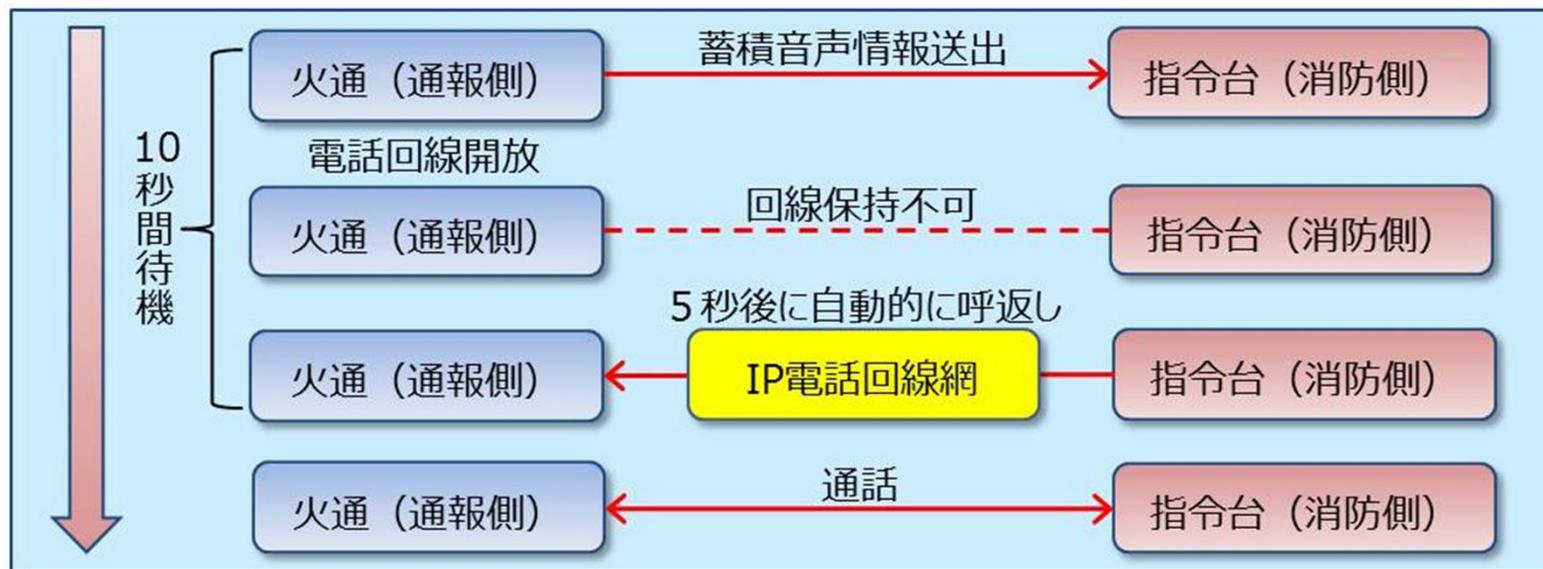


【課題 2】 IP電話回線に用いられている回線終端装置等の周辺機器が非常電源を有していなければ、停電時に回線が使用できなくなること。



IP電話回線に対応した火災通報装置について

【課題1】に対応する改正

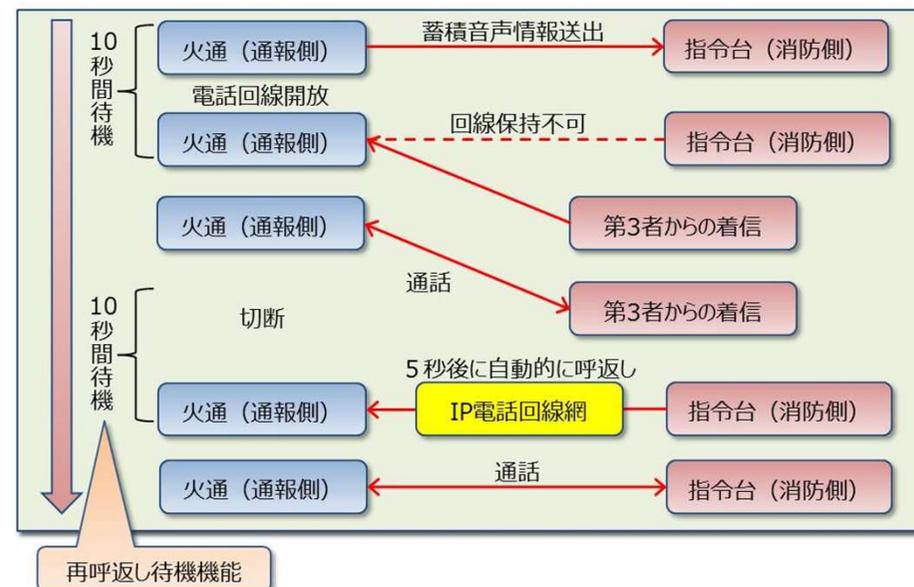


火災通報装置の待機時間を延長する（5秒間→10秒間）ことにより、IP電話回線網からの呼返し信号を確実に受信できる。

参考：再呼返し待機機能

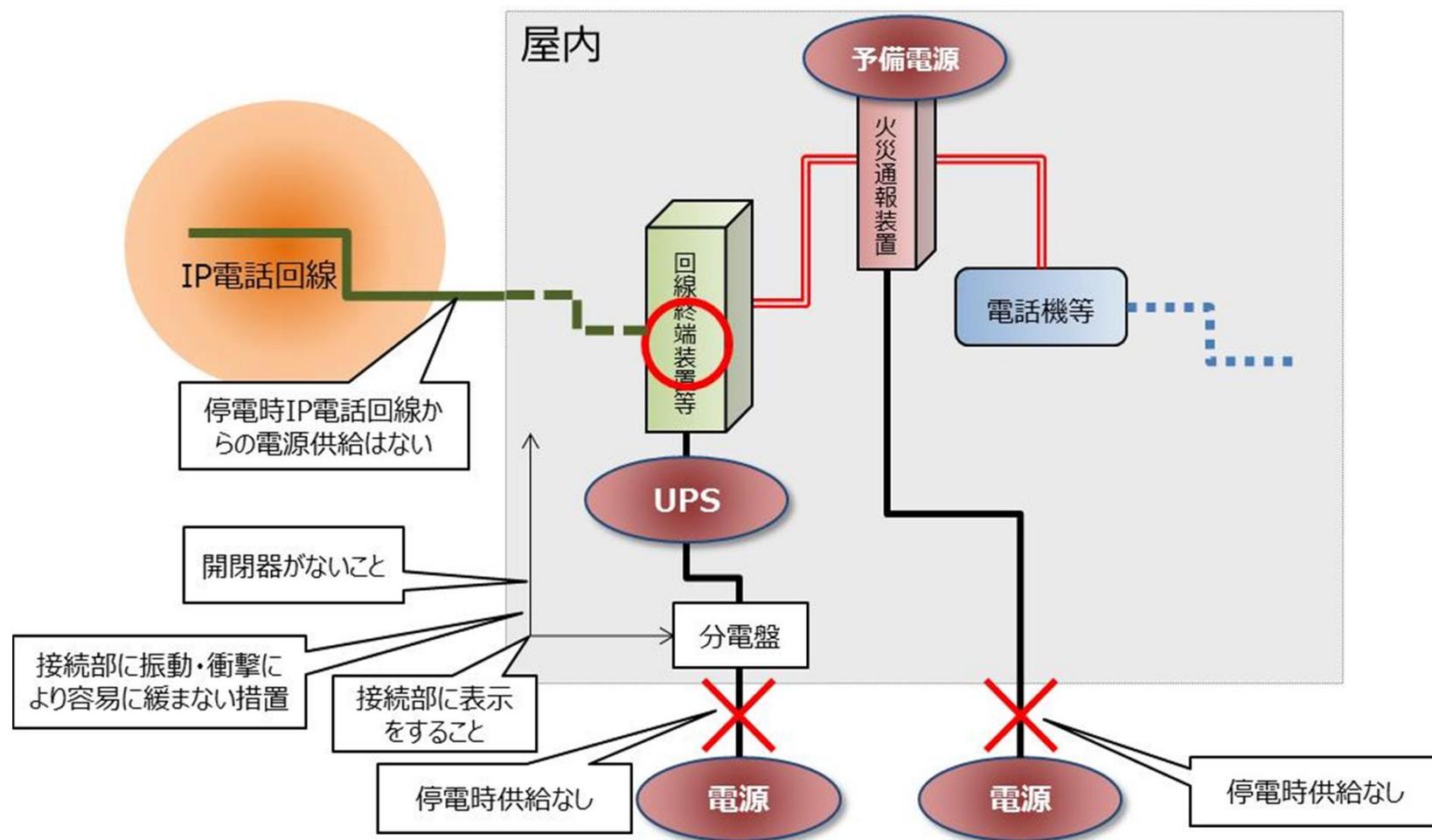
第3者との通話後、通報側が回線を切断しても一定時間（10秒間）再度呼返しを受信することができる機能（再呼返し待機機能）を火災通報装置が有することにより、IP電話回線から自動で呼返された信号を受信し消防機関側との通話が実現できる。

また、再呼返し待機機能により、通報側が誤って切断した場合でも、消防機関側が電話回線を切断しない限り、再度、呼返すことが可能となる。



IP電話回線に対応した火災通報装置について

【課題2】に対応する改正



回線終端装置等に電源を供給できるUPS（無停電電源装置）を設置することにより、停電時でも火災通報装置による通報が可能となる。

また、この措置を講ずれば、風水害や雪害等の自然災害により停電が発生しても電話機による通常の通信も可能となる。

IP電話回線に対応した火災通報装置について

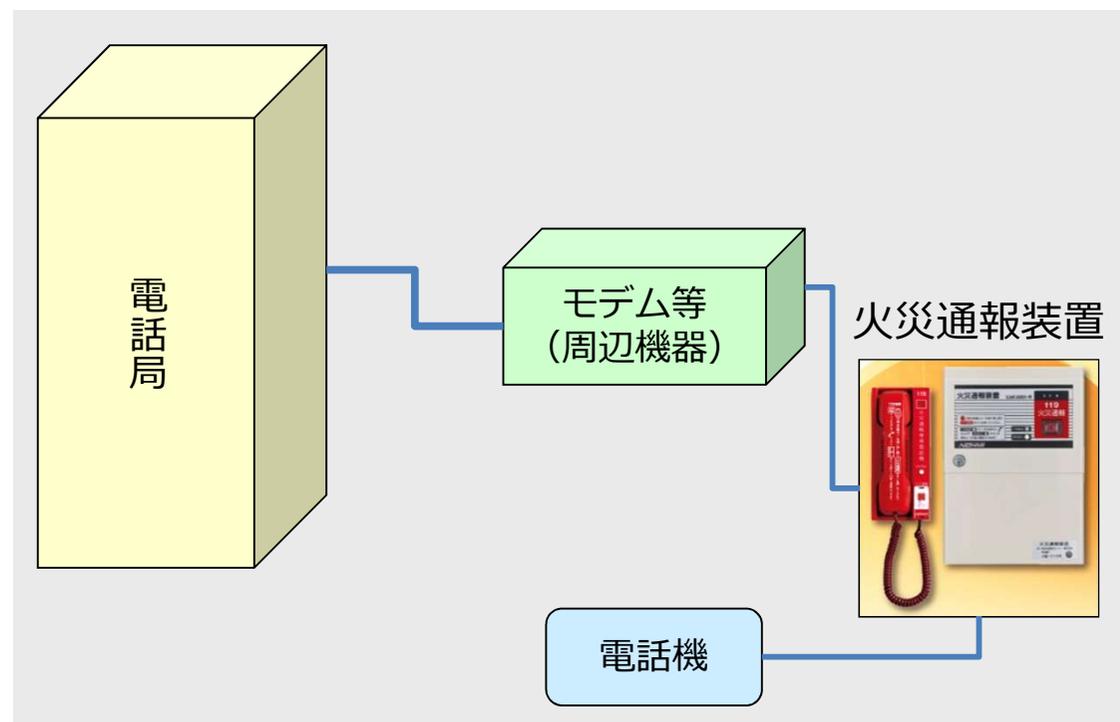
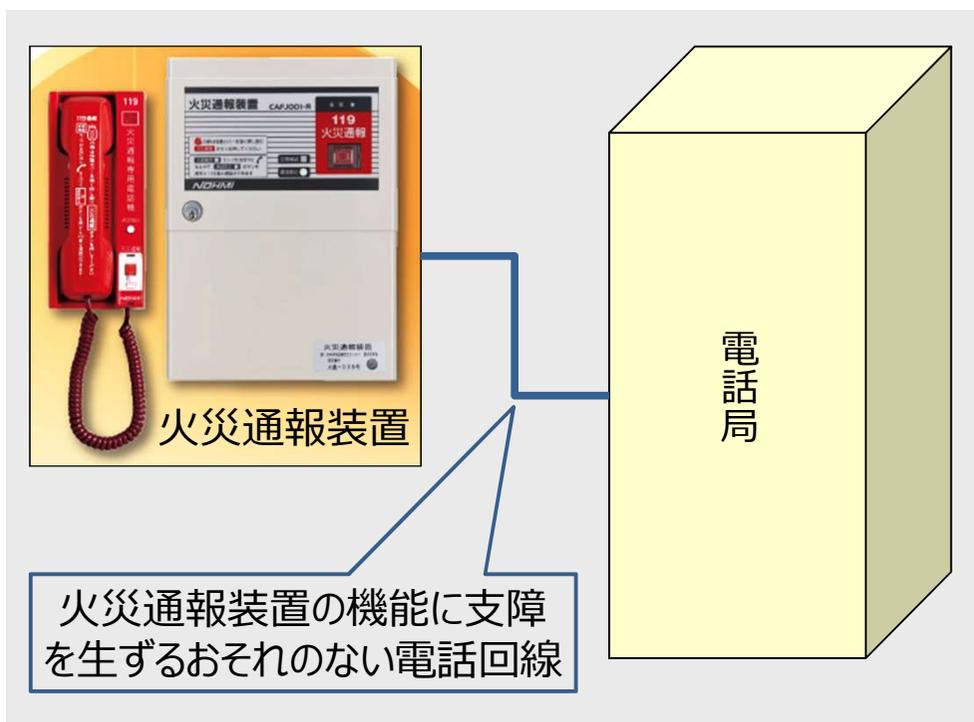
消防法施行規則の改正（平成28年総務省令第10号 H28.2.24）

○機能に支障を生ずるおそれのない電話回線の使用について規定を新設（規則§25③(2)新設）

使用可能な電話回線についての明示的な規定はなかったが、通報等の確実性が担保されないものに接続されることがないように規定を明文化した。アナログ電話回線のほか、「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のIP電話回線が該当する。

○接続箇所を定める規定の表現を具体化・適正化（規則§25③(3)）

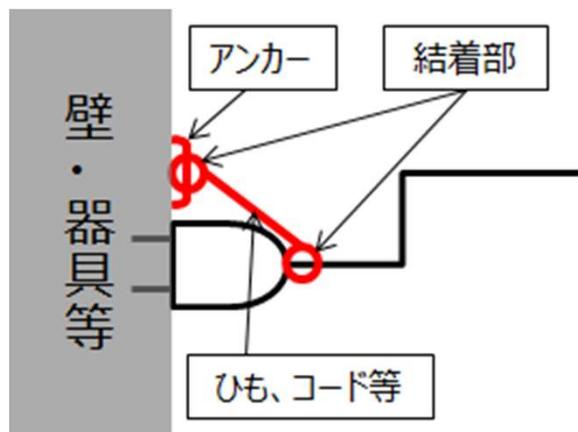
従前の規定では、構内交換機等による悪影響を避けるため、当該構内交換機よりも電話局側に火災通報装置を設置するよう規定したものであったが、IP電話回線の使用を認めるにあたり、構内交換機以外の機器を考慮し、また回線終端装置等を火災通報装置より電話局側に設置しIP電話回線の使用に支障が生じないように適切な表現に改めた。



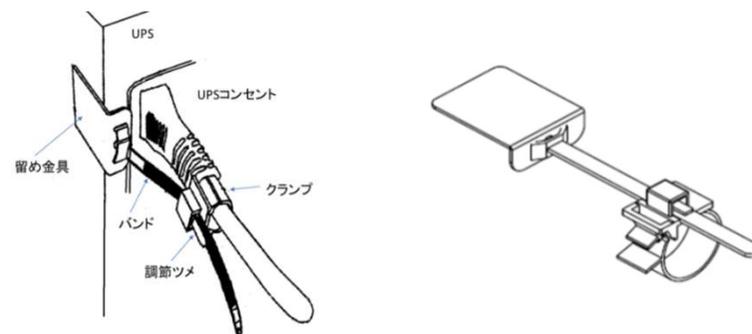
IP電話回線に対応した火災通報装置について

消防法施行規則の改正（平成28年総務省令第10号 H28.2.24）

- 配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている（規則§25③(4)イ）
下図のような措置が考えられる。



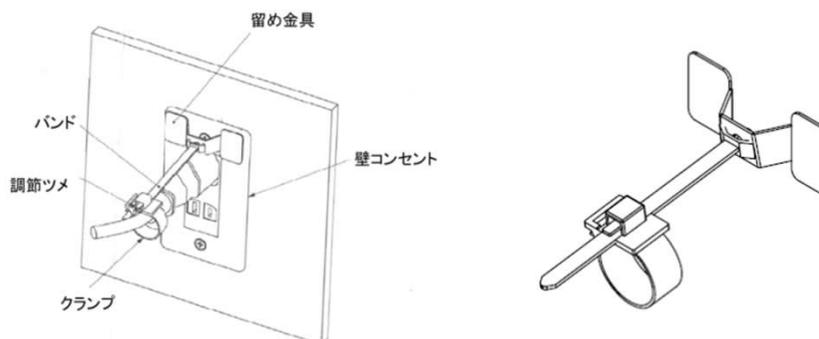
基本的な概念図



市販の器具を活用した措置の例



特定火災通報装置に附属するコンセント抜け防止金具の例

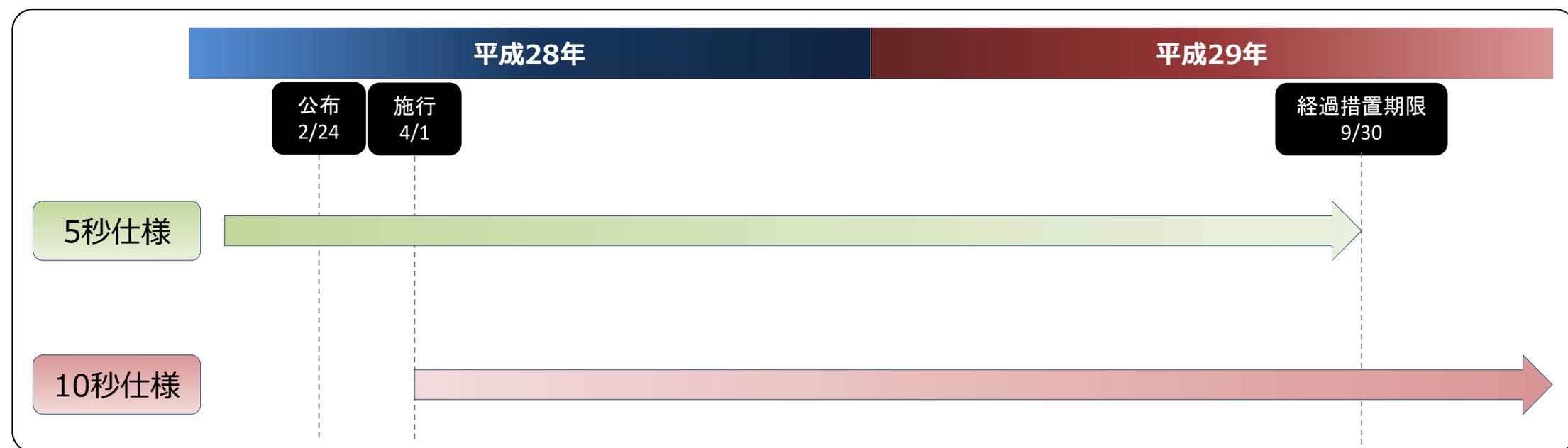


市販の器具を活用した措置の例

IP電話回線に対応した火災通報装置について

○経過措置

この告示の施行の際①現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは②現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は③施行の日から平成29年9月30日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、改正後の火災通報装置の基準**第三第八号の規定**に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。



IP電話回線に対応した火災通報装置製品について

IP電話回線に対応可能な火災通報装置のうち、登録認定機関による認定を受けた製品については、従来の認定マークのほか、下記のように改正告示に適合している旨が表示されることとなっている。

火災発生!! ワンタッチで119番通報 IP電話回線の接続も可能
(一財)日本消防設備安全センター適合認定品



平成28年4月改正告示適合品



IP電話回線対応

移動式粉末消火設備等の加圧用ガス容器の 容器弁に係る点検基準等の改正について

移動式粉末消火設備の容器弁の不具合への対応について

1 背景

- 平成22年9月、新潟県柏崎市の施設の駐車場で火災が発生し、消火を試みた際、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できない不具合が発生。

移動式粉末消火設備



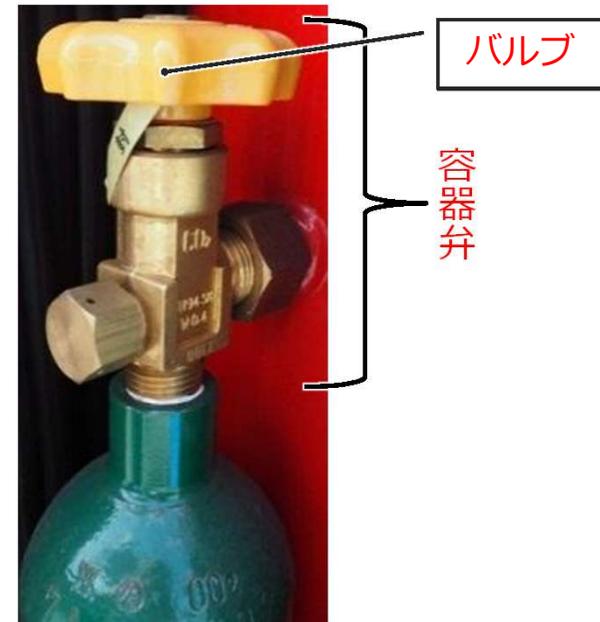
消火薬剤貯蔵タンク

クリーニング用
ガス容器

容器弁

加圧用ガス容器

容器弁



バルブ

容器弁

- 不具合発生後、業者側及び安全センターが原因究明を図ったが、製品の金属結合や不適切な水没検査による腐食等のいずれかが原因と推定されたものの、特定することはできなかった。一方、今後も同種の不具合が発生するおそれがあるため、今般、点検告示等の改正により対応するもの。

移動式粉末消火設備の容器弁の不具合への対応について

2 対応

・以下の告示改正等を行うことにより、容器弁の不具合への対応を図る。

① 点検基準、点検票、点検要領の改正※1

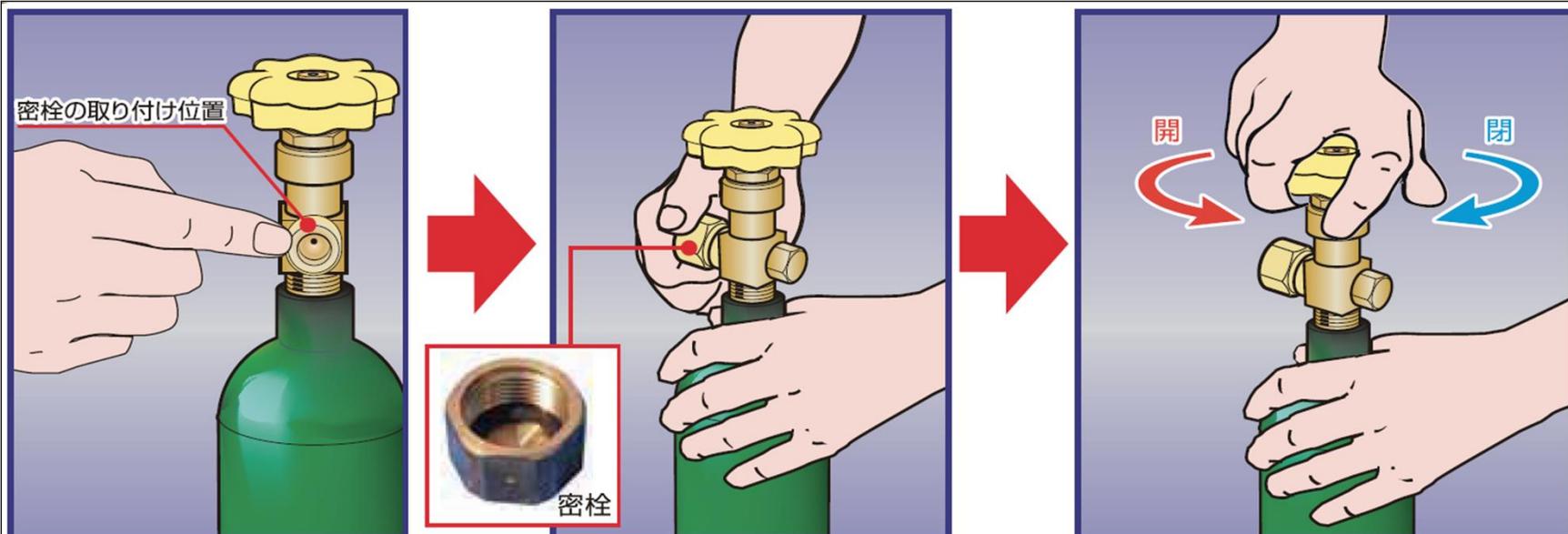
対象：粉末消火設備・ハロゲン化物消火設備

6か月毎の機器点検の基準について、点検の対象に加圧用ガス容器の容器弁バルブ類を追加し、開放が容易にできることを確認することとした。これに伴い、点検票及び点検要領を改正した。

●点検基準の変更点

1 機器点検 → (2) 加圧式粉末(ハロゲン化物)消火剤貯蔵容器等 → カ 加圧用ガス容器等 → (カ) バルブ類

【追加文】変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。



薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した後、密栓※1を容器弁に取り付けるなど、容器からガスが漏れないように措置します。

バルブを全開・全閉(注)し、容易に開閉できることを確認します。確認後は、移動式粉末消火設備等を元の状態に戻してください。
(注)閉鎖の際は、適切な位置まで締めつけてください。

※1

- 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)」の一部を改正する件(平成28年消防庁告示第7号)
- 「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件等の公布について(通知)」(平成28年2月26日消防予第51号)
- 「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」(平成28年3月31日消防予第104号)

●点検要領の変更点

【追加項目】加圧式ハロゲン化物(粉末)消火設備→加圧用ガス容器等→バルブ類 目視及び次の手順により確認する。

(1)加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓する。

(2)バルブ類を手動操作し、容器弁を開放する。

ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。

※(ア) 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。

(イ) 開閉操作が容易にできることが一度確認されたバルブ類のうち、消火剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等のハロゲン化物消火設備の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものにあつては、(1)及び(2)の手順により実施する開閉操作の容易性に関する点検を省略することができる。

② 容器弁告示基準の改正※2

容器弁に求められる機能として、手動により容易に開放できること等を明文化した。

※2

●「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和51年消防庁告示第9号)」の一部を改正する件(平成28年消防庁告示第9号)

●「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件等の公布について(通知)」(平成28年2月26日消防予第51号)

●告示基準の変更点

第3 容器弁 → 1 構造、材質及び機能

【追加文】(3) 常時閉止状態であつて、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるもの又は手動により容易に開放できるものであること。

③ 試験結果報告書、試験基準の改正※3

消防用設備等を設置した際に行う試験の結果を記入する報告書について、容器弁のバルブ類の開放試験に係る項目を追加した。

※3

●「消防用設備等試験結果報告書の様式(平成元年消防庁告示第4号)」の一部を改正する件(平成28年消防庁告示第10号)

●「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件等の公布について(通知)」(平成28年2月26日消防予第51号)

●「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」(平成28年3月31日消防予第104号)

●試験結果報告書の変更点

機能試験 → 作動試験

【追加項目】 ※容器弁のバルブ類の開放試験

※ 総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定品を受け、その表示が貼付されているものは省略することができる。

麻酔科・旧診療科名の取り扱い について

現 状

消防法施行規則第5条第4項で、スプリンクラー設備の設置が必要な特定診療科名は、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、13診療科以外のものとすると規定されている。

特定診療科名

【医療法施行令第3条の2】

- ・ 内科
- ・ 外科
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

< 13診療科名 >

- ・ 産科
- ・ 婦人科
- ・ 産婦人科
- ・ 眼科
- ・ 耳鼻いんこう科
- ・ 皮膚科
- ・ 歯科
- ・ 肛門外科
- ・ 泌尿器科
- ・ 小児科
- ・ 乳腺外科
- ・ 形成外科
- ・ 美容外科

麻酔科

【厚労大臣の許可を受けた診療科】

【旧診療科名】

神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、
こう門科、気管食道科

．．． 関係機関と協議して検討

【検討結果】

● 麻酔科の取扱い

麻酔科を標榜していない13診療科のみの医療機関においても麻酔は行われるものであり、麻酔科標榜の有無によりスプリンクラー設備の設置の要否が変わることは望ましくない。

また、麻酔科医がいる医療機関であれば麻酔科を標榜することとなるが、麻酔科は他の診療科と異なりそれだけで患者の態様等を示すものではないので、麻酔科以外の診療科が13診療科に該当するか否かをもってスプリンクラーの設置の要否を判断する。

● 旧診療科の取扱い

旧診療科である「皮膚泌尿器科」は、13診療科名に「皮膚科」及び「泌尿器科」が含まれていることからスプリンクラー設備の設置は要しない。

また、「こう門科」は、現在の診療科では「肛門外科」としているところが大半であるが、中には手術をしないで治療する医療機関もある。検討部会では「肛門外科」は、痔の手術など体の一部を対象としたものであり、火災時にも自力避難が可能なものとして整理したことを踏まえ、スプリンクラー設備の設置は要しない。

なお、「皮膚泌尿器科」及び「こう門科」以外の診療科は、13診療科への読替えが困難であることから、スプリンクラー設備の設置を要する。

検討結果

特定診療科名

【医療法施行令第3条の2】

- ・内科
- ・外科
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【旧診療科名】のうち

神経科、呼吸器科、消化器科、
循環器科、性病科、気管食道科、
胃腸科

< 13診療科名 >

- ・肛門外科
- ・乳腺外科
- ・形成外科
- ・美容外科
- ・小児科
- ・皮膚科
- ・泌尿器科
- ・産婦人科
- ・眼科
- ・耳鼻いんこう科
- ・産科
- ・婦人科
- ・歯科

読替え可能

【旧診療科名】のうち

皮膚泌尿器科、こう門科

- ・単独で判断しない
- ・麻酔科以外の診療科で判断

麻酔科

【厚労大臣の許可を受けた診療科】

一般住宅部分のスプリンクラー 設備の取り扱いについて

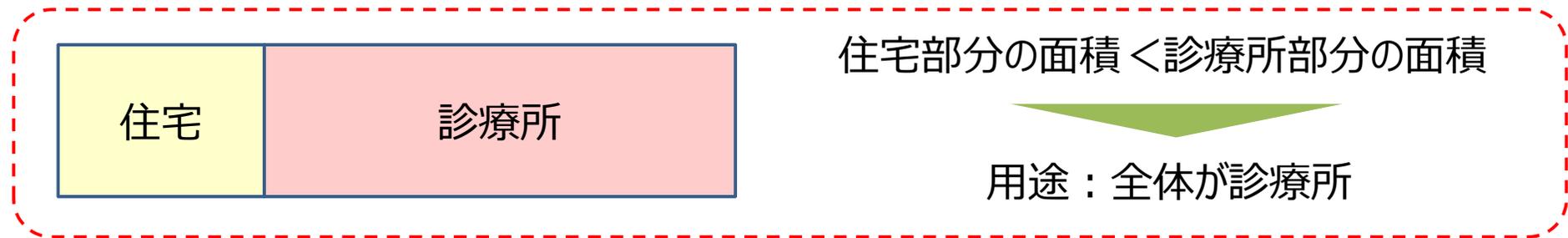
一般住宅と診療所等が混在する防火対象物のスプリンクラー設備の取扱い

- 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）
- 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）

令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、原則として、面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が必要

令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年消防予第41号、消防安第41号）

「令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計」が、「住宅部分の床面積の合計」より大きいものについては、全体を令別表対象物として取り扱うこととしている。



住宅部分を含めた防火対象物全体に対してスプリンクラー設備等の設置が必要

住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられる要件の検討

住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について
(通知) (平成27年9月4日付け消防予第349号)

- (1) 主要構造部は、準耐火構造。
- (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備を設置。
また、住宅部分の居室には、煙感知器を設置。
- (3) 自動火災報知設備と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備を設置。
- (4) 住宅は、有床診療所等より上階。
ただし、住宅部分と有床診療所等の部分が同一階の場合は、それぞれの部分が区画されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

上記に該当しない場合でも、個々の防火対象物の状況に応じて、他の防火措置を講ずることにより、同等の防火安全性能を有していると認められるときは、同様に住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

各消防本部で柔軟な対応ができる旨を明示

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
(平成27年10月20日付け消防予第434号)

【基準面積の考え方を導入】

総務省令で定める部分のほか住宅部分の面積を除いた面積が1000㎡未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できることとした。併せて屋内消火栓の設置基準の取扱いを示した。

一般住宅と診療所等が混在する防火対象物のスプリンクラー設備の取扱い

水道連結スプリンクラー設備OK・屋内消火栓不要 (耐火構造等に限る。)

(平成27年10月20日付け消防予第434号)



延面積1200m²
- 住宅部分400m² = **800m²**

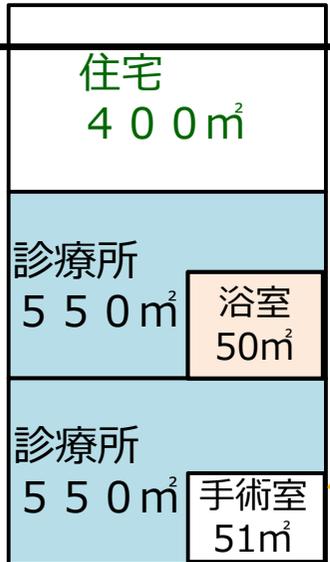
349号特例通知により設置免除



延面積1500m² - 住宅部分400m²
- 総務省令で定める部分 (手術室等+防火措置) 101m² = **999m²**
(規則13条の5の2)

規則13条3項7号により
設置不要

水道連結スプリンクラー設備NG・屋内消火栓必要



349号特例通知により設置免除

規則13条3項1号により設置不要

規則13条3項7号により設置不要

延面積1500m² - 住宅部分400m²
- 総務省令で定める部分 (手術室等) 51m² = **1049m²**

- 規則13条3項7号、8号は防火措置されていれば総務省令で定める部分として基準面積から除外可能 (規則13条の5の2)
- 同項7号、8号以外はヘッドの設置が不要でも**基準面積から除外することはできない**

光警報装置の設置に係るガイドラインについて

光警報装置の設置に係るガイドラインについて

自動火災報知設備等により火災の発生を知らせる警報は音によるもののみ基準を定めているが、音以外の警報手段のひとつとして光警報装置の設置のあり方について検討を行ってきたところ。

⇒ 光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について(平成28年9月6日消防予第264号)



壁用



天井用

光警報装置の設置に係るガイドライン

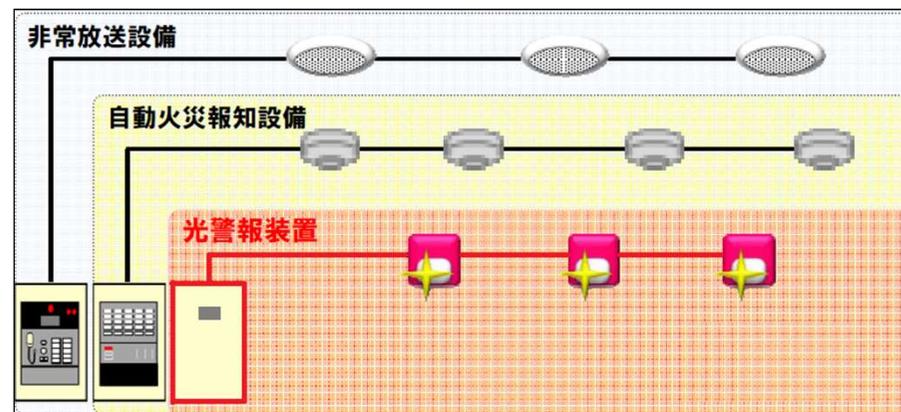
1 趣旨

光警報装置の設置が望ましい防火対象物、設置場所、光警報装置の構造・機能について指標を示すことにより設置を促進する。

⇒ 設置事例が増えることにより機器の性能向上、施工方法の改良等、新たな知見の蓄積により都度必要に応じ見直しを行う。

2 設置が望ましい対象物

- ① 大規模な空港、駅、その他これらに類する防火対象物
- ② 福祉施設等のうち主に聴覚に障がいのある方が利用する防火対象物
- ③ その他光警報装置により積極的に火災を報知する必要性が高いと認められる部分



光警報装置設置イメージ

3 設置が望ましい場所

聴覚に障がいのある方に対し火災の発生を知らせることが困難な部分

(例)

- ・聴覚に障害のある方の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないと想定される部分
- ・従業員等による避難誘導等が期待できない部分

⇒ ただし……次の部分には設置を要しない。

① 聴覚に障がいのある方が長時間滞在しない部分

(例: 電気室、階段室、駐車場等)

② 主として防火対象物関係者が使用する部分

③ 周囲の者が聴覚に障がいのある方の存在を理解し、火災の発生を知らせることができる部分

④ 光警報装置以外の手段により、聴覚に障がいのある方に対して適切に警報を伝えられる部分

(例: 枕を振動させるシェーカー、文字表示装置、警報を受信できる携帯電話等)

⑤ 光警報装置の機能に支障を及ぼすおそれのある部分

(例: 浴場等、著しく高温となる場所等)



スマートフォン



シェーカー

装置	フラッシュライト	強力な光で火災の発生を知らせる。
	文字表示専用装置	専用の表示板に、文字で火災の発生が表示される。
	シェーカー	枕やベッドを振動させて、火災の発生を知らせる。
	臭気発生装置 (ワサビ臭)	ワサビの臭いが噴射されて、火災の発生を知らせる。
警報機器	携帯電話	携帯電話に電波を送信して、振動や文字(メール)で火災の発生を知らせる。
	腕時計	腕時計に電波を送信して、振動や文字で火災の発生を知らせる。 (※専用の腕時計が必要)
	ページャ	ページャ(ポケベル)に電波を送信して振動や文字で火災の発生を知らせる。

4 設置方法(高さ・間隔)

【高さ】 床面の上方10メートル以内で点滅が容易に確認できる部分が望ましい

【間隔】 機器ごとに定められている有効範囲で包含するよう設置することが望ましい
ただし、次に掲げる場所はそれぞれに定めるとおり。

①幅員6メートル以下の廊下、通路

端部、曲り角から5メートル以内、及び各装置間の歩行距離30メートル以内に設置

②短辺距離が30メートルを超える居室

壁面等に水平距離30メートル以内の間隔で設置

5 光警報装置の構造及び性能

【構造】

・確実に作動すること・耐久性を有すること・ほこり、湿気により異常が生じないこと……………等々

【性能】

・点滅周波数は0.5Hz～2Hz

・同一空間内にある光警報装置は点滅の周期を同期

⇒光感受性てんかんの防止

・同期の遅延時間は0.05秒以内

・発光のパルス波の立ち上がりから立ち下がりの時間が0.2秒以下 ⇒瞬間的な発光とする

・最大光度は500cd以下 ⇒まぶし過ぎて避難等の支障とならないよう上限を設ける

・白色光 ⇒光の減衰が少ない、色覚に異常がある方でも気づき易い、警報の認識を統一

・光の方向に垂直な面で0.4 lm/m²(= lx) ⇒機器ごとに異なる有効範囲

6 光警報装置以外の対応

(1) 他の伝達手段

- ・聴覚に障がいがある方の利用をあらかじめ把握でき、火災の際に従業員等により適切な避難誘導が期待できる防火対象物
 - ・光警報装置以外の手段により聴覚に障がいのある方に火災の発生を伝達できる部分
- ⇒ 施設の実情に応じた対応を行う

(2) ソフト面の対策

主に聴覚に障害のある方が利用する防火対象物については、光警報装置の設置等のハード面の対策のみならず、ソフト面の対策を講じることが重要。

⇒ 消防計画の作成や避難訓練の実施に当たり、次の事項について留意が必要

- ア 聴覚に障害のある方に火災を報知するための方法に関すること
- イ 聴覚に障害のある方の避難誘導の方法に関すること
- ウ 聴覚に障害のある方に対するア及びイの方法に係る事前の説明に関すること

7 その他

- ・国土交通省を通じ、鉄道事業者及び空港事業者へガイドラインの周知を行っていること
- ・光警報装置の設置は、自動火災報知設備に対する工事として甲種4類の消防設備士が行うこと
- ・工事整備対象設備等着工届の際に、有効に設置されるよう協議願いたいこと
- ・既存の自動火災報知設備の機能に支障がないことを確認されたいこと

外国人来訪者等が利用する施設における防火・防災対策の推進①

【現状と課題】

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、多数の外国人来訪者等が、駅、空港等や競技場、旅館・ホテルなどを利用することが想定
- これらの施設では、火災時にはベル音等により、地震時には揺れを体感することにより、異常事態が発生したことを認識することができるが、日本語の理解できない外国人来訪者等に対しては、特に詳細な災害情報の伝達や避難誘導などが課題

【施策推進の方向性】

- 駅、空港等や競技場、旅館・ホテルなどの施設において、多様な利用者に配慮した詳細な災害情報の伝達や避難誘導が行われるよう、デジタルサイネージやスマートフォンなどの活用について、有識者等による検討部会を開催（第1回検討部会 10/14、第2回検討部会 1/12開催）
- 施設関係者が具体的な方策を導入できるよう、外国人来訪者等のニーズ等や施設の特徴を踏まえた情報伝達・避難誘導の基本的な考え方などについて、ガイドラインとしてとりまとめ

- スケジュール： 2017年（平成29年）3月 ガイドライン骨子のとりまとめ
2018年（平成30年）3月 ガイドラインの策定

外国人来訪者等が利用する施設における防火・防災対策の推進②

外国人来訪者等が利用する施設で火災や地震などの災害が発生した際に従業員などの施設関係者が外国人来訪者等を含む施設利用者に対して、例えば、次の方法で災害情報の伝達等を行う場合の基本的な考え方等について検討。

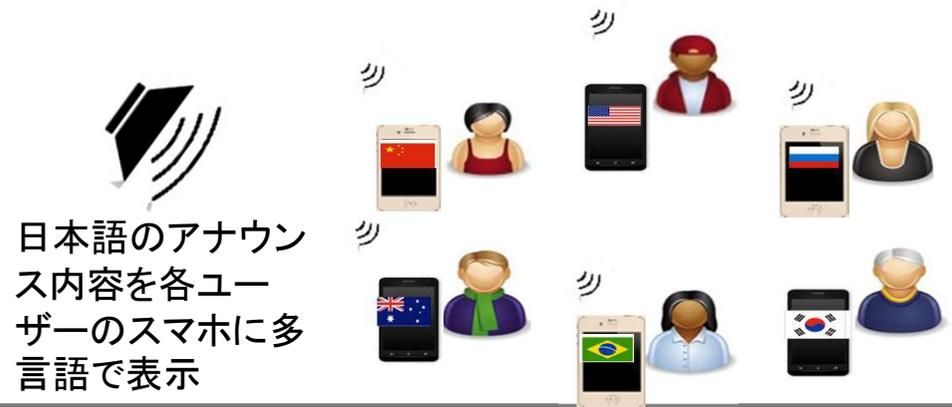
デジタルサイネージによる避難誘導等

平常時は広告や観光情報等を表示する画面として活用するが、火災等の災害時には、画面に詳細な災害情報を表示し、適切な避難方向を在館者に示す方法について検討。



スマートフォンアプリによる多言語での避難情報等

専用アプリをインストールした携帯端末に、適切な災害情報等を表示させる方法について検討。
ユーザーが選択した言語での表示が可能。



日本語のアナウンス内容を各ユーザーのスマホに多言語で表示

多言語音声翻訳アプリを活用した多言語での情報伝達

話しかけた内容を異なる言語に翻訳するスマートフォンアプリを活用した災害情報を伝達する方法について検討。

※ NICT(国立研究開発法人情報通信研究機構)が開発した「VoiceTra」は、31言語に対応(音声での入力は20言語に



フリップボードによる情報伝達や避難誘導

災害が発生した旨、避難の方向などを示したフリップボードを使用して、在館者に情報を伝達する方法について検討。



消防法施行令の一部を改正する政令等について
(平成26年10月16日公布)

消防法施行令の一部を改正する政令等について

○消防法施行令について、福岡市の有床診療所火災を受けた検討部会での検討結果を踏まえ、消防用設備等の設置基準等について、必要な見直しを行った。

政令改正

消防法施行令第10条 消火器の設置基準の見直し

- ・病院・有床診療所及び有床助産所における消火器の設置基準の見直し（150㎡→0㎡）
- ※無床は150㎡据え置き

消防法施行令第11条 屋内消火栓設備の設置基準の見直し

- ・スプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、屋内消火栓設備の設置基準の見直し（倍読み、3倍読み規定の改正）

消防法施行令第12条 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- ・(6)項イのうち、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院におけるスプリンクラー設置基準の見直し（6,000㎡or3,000㎡→原則0㎡）
- ・例外として、延焼抑制構造を持つ施設は設置不要
- ・避難のために患者の介助が必要な有床診療所及

消防法施行令第12条 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- ・特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象に避難

のために患者の介助が必要な有床診療所・病院を加えるとともに、面積要件の見直し（別令で定める部分を除いた面積が1,000㎡以下）

消防法施行令第23条 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

- ・病院・有床診療所及び有床助産所における消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し（500㎡→0㎡）※無床は500㎡

消防法施行令別表第一 (6)項イの区分の改正

- ・(6)項イを(1)から(4)に分類整理

政令改正にともなう省令改正

消防法施行規則第5条

令別表第一(6)項イの詳細(分類)について規定

- ・ 13床に1人以上の職員体制を有する病院を(6)項イ(1)(i)に規定
- ・ 13診療科名以外の診療科目を有する病院を(6)項イ(1)(i)に規定
- ・ 13診療科名以外の診療科目を有する診療所を(6)項イ(2)(i)に規定

消防法施行規則第13条の5の2

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分

- ・ 手術室・レントゲン室等で一定の防火措置が講じられていれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる面積から除外できるものとした。

消防法施行規則第25条

消防機関へ通報する火災報知設備の基準の見直し

- ・ 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院における火災通報装置について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。
- ・ 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、消防機関が存する建築物内にあるものを除き、500m以内の場所にあるものについても消防機関へ通報する火災報知設備を設置することを義務付ける。

令別表第一改正

旧（現行）(6)項イ



新（改正）(6)項イ



消防用設備等の
設置基準に
応じて
細分化

(1)	次の いずれにも 該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）
	(i)診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ）を有すること。 (ii)医療法第7条に規定する療養病床又は一般病床を有すること。
(2)	次の いずれにも 該当する診療所
	(i)診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii)4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）
	有床診療所（(2)に掲げるものを除く。）
	有床助産所
(4)	無床診療所
	無床助産所

令別表第一改正

① 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」とは・・・

(6)項イ(1)の【病院】とは

- (1) 次のいずれにも該当する病院（**火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。**）
- (i) 診療科名中に**特定診療科名**（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ）を有すること。
 - (ii) 医療法第7条に規定する**療養病床**又は**一般病床**を有すること。

③で解説

②で解説

④で解説

つまり

診療科名

病床種別

職員体制

の要件に該当するもの

(6)項イ(2)の【診療所】とは

- (2) 次のいずれにも該当する診療所
- (i) 診療科名中に**特定診療科名**を有すること。
 - (ii) **4人以上の患者を入院させるための施設**を有すること。

③で解説

⑤で解説

つまり

診療科名

病床数

の要件に該当するもの

②火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの(病院のみ)

- ア 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
- イ 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

【例】60床の場合

$$60 \div 13 = 4.6 \rightarrow 5人$$

夜間を通し5人以上でかつ宿直勤務でない職員が2人以上の体制の場合は体制を有しているものとされる。



参考【検討会報告書(抜粋)】

○夜間において相当程度の患者の見守り体制を有すると考えられる地域医療支援病院等の夜間体制の実態や、医療関係団体等の見解を踏まえ、13床当たりの職員が1名以上の勤務体制を有する病院であればスプリンクラー設備の設置を要しないものとするのが適当である。

○このような体制を有している病院においては、夜間も複数の医療従事者等が継続して入院患者の見廻りを行っており、万が一夜間に火災が発生した場合においても、迅速に消防機関に通報し、併せて、消火器や屋内消火栓等を活用して初期消火に適切に従事できるものと考えられる。

③特定診療科名(病院・診療所共通)

内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。

①産科・②婦人科・③産婦人科・④眼科・⑤耳鼻いんこう科・⑥皮膚科・⑦歯科・⑧肛門外科・⑨泌尿器科・⑩小児科・⑪乳腺外科・⑫形成外科・⑬美容外科以外の診療科名であるもの

診療科名のうち内科、整形外科、リハビリテーション科その他上記13診療科名以外の診療科名をいう。

= 特定診療科名

参考【検討会報告書(抜粋)】

次に掲げる13診療科のみの病院は、職員による一定の支援があれば入院患者が避難できると想定されるため、スプリンクラー設備の設置対象から除外すべきである。(有床診療所と共通事項)

(他の診療科目と併せて標榜している場合は、他の診療科目での入院患者が上記に該当しないおそれがあるため、スプリンクラー設備の設置対象とすべきである。)

④一般病床又は療養病床を有する病院（病院のみ）

「精神病床」, 「感染病床」及び「結核病床」のみ有する病院は、
「避難のために患者の介助が必要な病院 = (6)項イ(1)」には該当しない。

病院の病床

○医療法上、5種類の種別（一般、療養、精神、感染症及び結核）がある。

有床診療所の病床

○医療法上、2種類の種別（一般及び療養）のみ。→ 病床種別による要件は設けない。

参考【検討会報告書(抜粋)】

スプリンクラー設備の設置対象となる**病床の種別**は、本件火災が発生した一般病床及び本件火災で多数の被害者が出た高齢者の入院が想定される療養病床とすべきである。

(精神病床、感染症病床及び結核病床については、避難行動に支障が少ない患者が多数入院するもの、又は見守り体制が十分な状態にあるものと考えられることから、これらの病床のみを有する病院はスプリンクラー設備の設置対象から除外すべきである。)

⑤4人以上の患者を入院させるための施設を有するもの（有床診療所のみ）

病床数（許可病床数）が3床以下の有床診療所は、一日平均入院患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値）が1を下回り、「入院」が常態化していないため「避難のために患者の介助が必要な有床診療所＝(6)項イ(2)」には該当しない。



○許可病床数が4床以上の有床診療所であっても、一日平均入院患者数が1未満のものについて

ては、「4床以上の病床」を有するものと取り扱わなくてよい。

【消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成27年3月27日付け消防予第130号）】

参考【検討会報告書(抜粋)】

許可病床が3以下の有床診療所については、その大半が1日平均の入院患者数が1未満であり、入院が常態化していないことから、設置対象から除外すべきである。

また、許可病床が4以上の有床診療所であっても、一日当たりの入院患者数の年間平均が1人未満であることが確認できる施設は、入院が常態化していないことから、設置対象から除外すべきである。

令別表第一改正

診療科名

病床数

職員体制

病床種別

【確認方法】

- ・ **医療機能情報提供システム**※で確認可能。
- ・ 新設時には、都道府県知事に対する開設許可申請の記載事項で確認可能。

※医療機能情報提供システム…

医療法第6条の3に基づき、医療機関の開設者及び管理者が都道府県知事に報告することとされている医療に関する情報を閲覧に供する制度。年に1回（報告内容に変更があれば随時）報告される。

職員体制

現行制度では、夜間における勤務者数は、報告事項ではない。

→厚生労働省令を改正し、夜間における勤務者数を報告事項に追加することで、厚生労働省と合意済み。

<参考> 医療機関の各種要件の確認方法

調べたい病院を選択すると「基本情報」等が表示される

診療科目	初診時の予約	再診時の予約
リウマチ科	-	-
整形外科	-	-
リハビリテーション科	-	-

特定診療科名有り

	一般 病床	療養 病床	うち医療 保険適用	うち介護 保険適用	計
	届出又は許可病床数	7	-	7	-

病床数

病床種別

<参考> 医療機関の各種要件の確認方法

医療機関概要 基本情報 医療機関へのアクセス 医療機関内サービス・アメニティ 費用負担等 診療内容、提供保健医療・介護サービス **医療の実績等**

➔ 医療の実績、結果に関する事項

▼ [人員配置](#) ▼ [看護配置](#) ▼ [情報開示体制](#) ▼ [その他医療の実績等](#) ▼ [患者数及び、平均在院日数](#)

1日平均入院患者数を確認するには
上部の「医療の実績等」を選択

単位：患者数 人、 平均在院日数 日

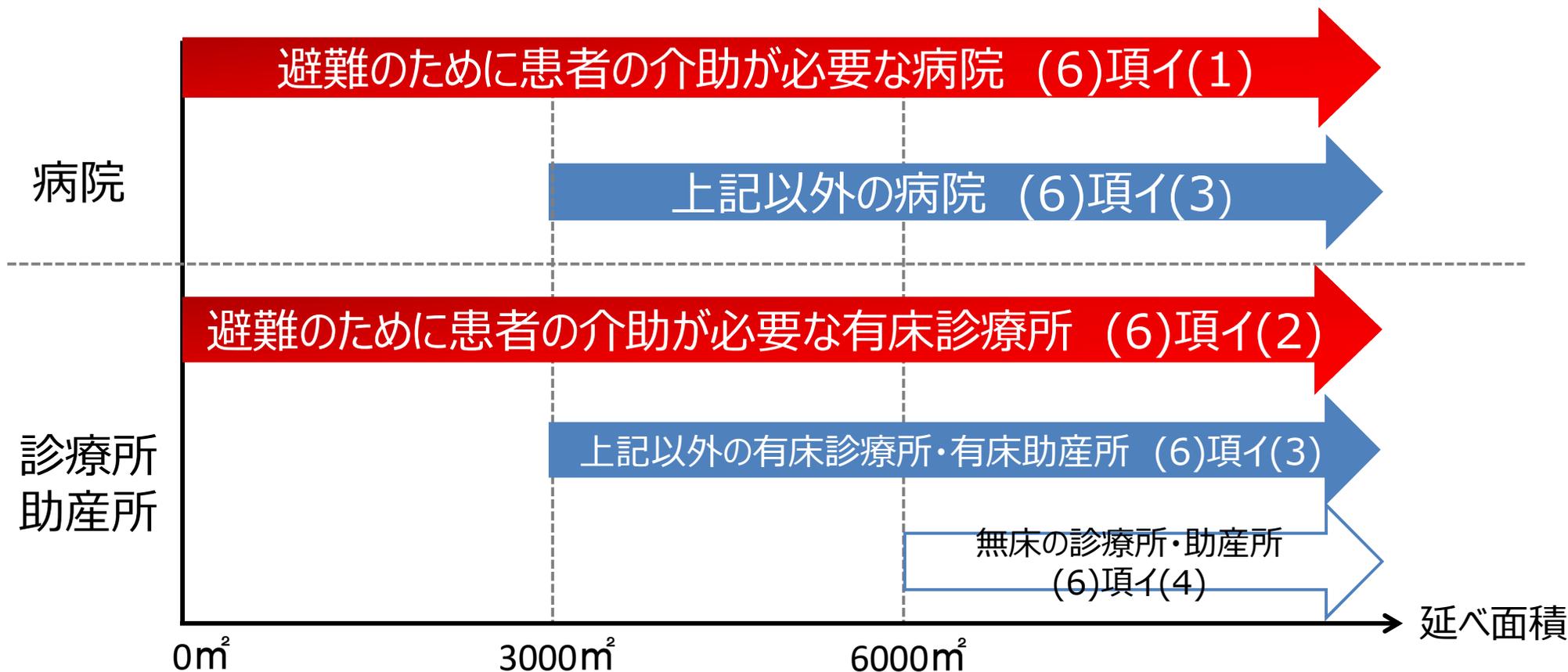
	入院患者数				外来患者数	在宅患者数
	一般病床	療養病床	うち医療保険適用	うち介護保険適用		
前年度一日平均患者数	6.0	-	-	-	75.0	-
前年度平均在院日数	6.0	-	-	-	-	-

1日平均入院患者数

(1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- 現在、病院にあっては、延べ3000㎡以上、診療所及び助産所にあっては、延べ6000㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院(=(6)項イ(1)及び(2))にあっては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付ける(延焼を抑制する施設構造を有するものは設置不要)。
- 避難のために患者の介助が必要な有床診療所に該当しない有床診療所及び有床助産所(=(6)項イ(3))にあっては、延べ3000㎡以上(平屋建てを除く。)のものに設置を義務付ける。

令第12条第1項第1号・第4号関係

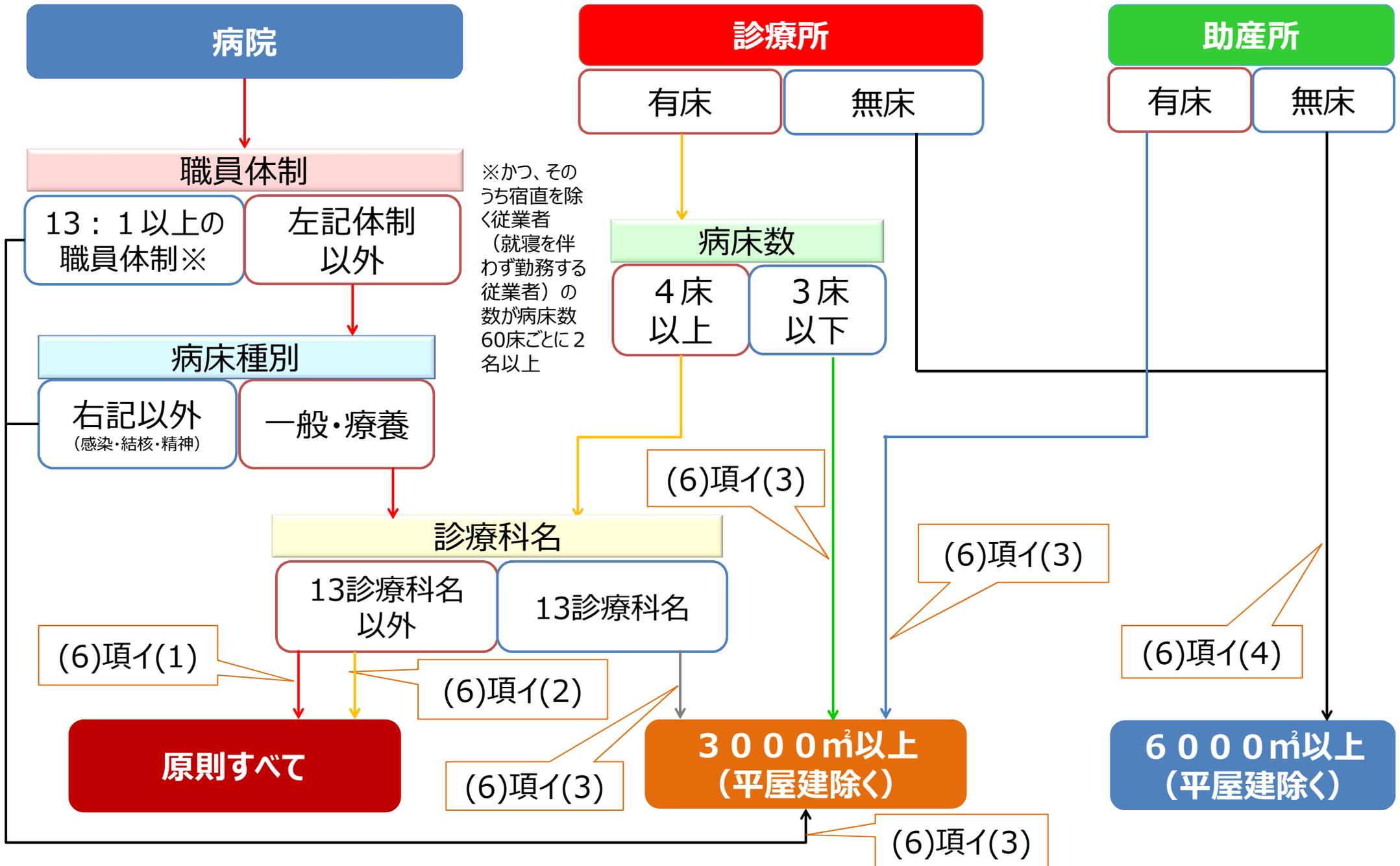


(1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

		病院		有床診療所	
		病床種別		病床数	
		療養病床又は 一般病床を有するもの	左記 以外	4床以上	3床 以下
下記以外		設置義務	設置 不要	設置義務	設置 不要
職員体制	あり	設置不要			
診療科名	※13診療科名のみ	設置不要			
延焼抑制構造あり		設置不要			

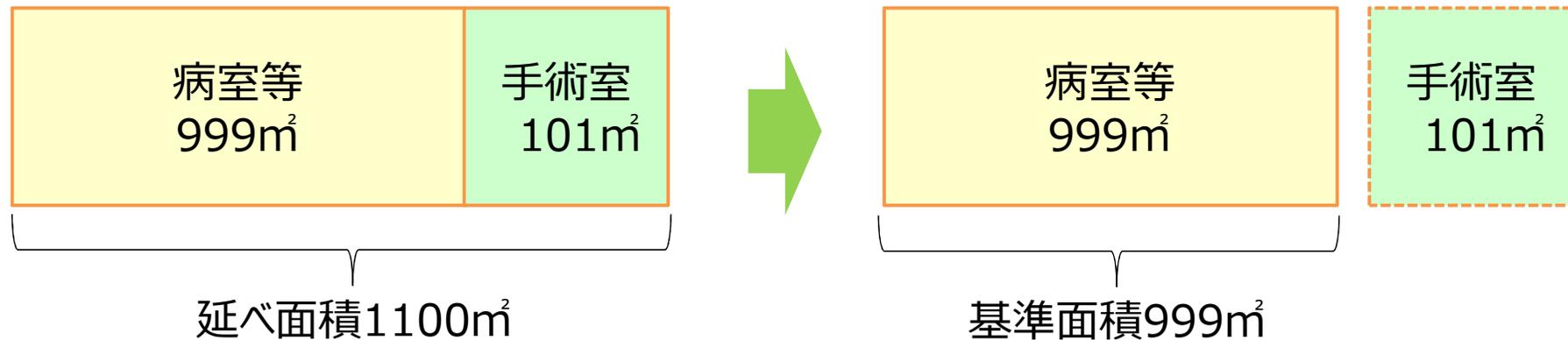
※産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科

(1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し



(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

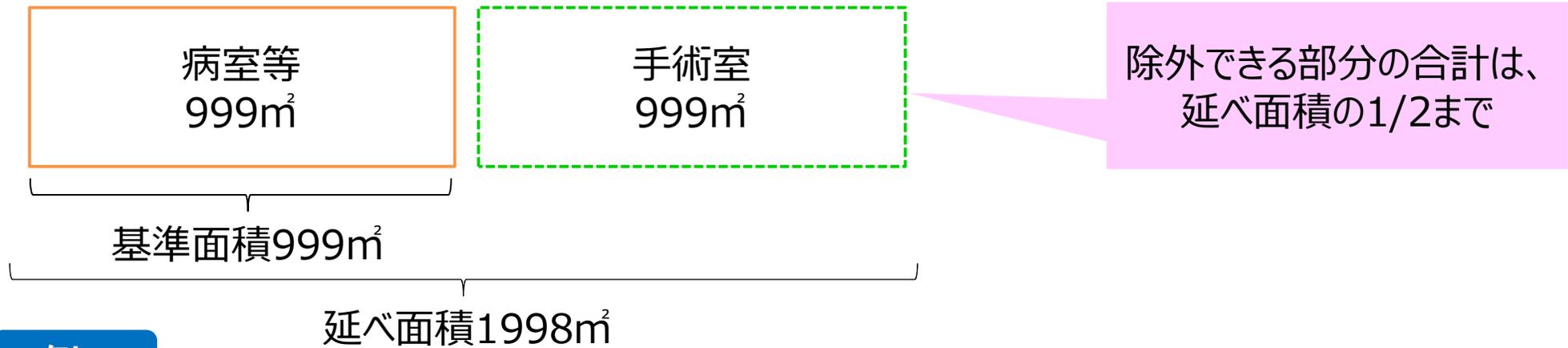
特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象に、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院((6)項イ(1),(2))を加えるとともに、その面積要件について、延べ1000㎡未満の防火対象物に限られているところを、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積（以下「**基準面積**」という。）が1000㎡未満である防火対象物について設置できることとする。



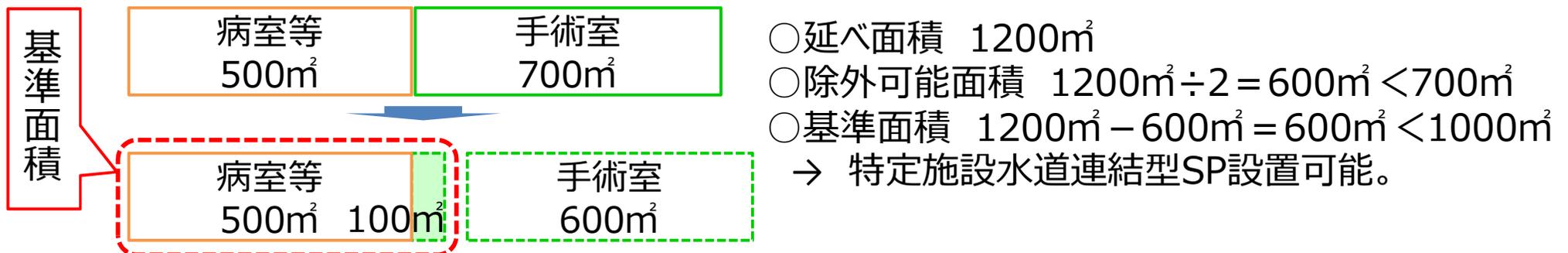
参考【検討会報告書(抜粋)】

1,000㎡未満の小規模な有床診療所及び病院については、福祉施設の居室と比較して可燃物量が制限されていることから、1,000㎡未満の福祉施設に設置することのできる特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置でも一定の火災抑制が確保されると考えられる。福祉施設等と比較した場合、医療機関は手術室やレントゲン室等のスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分（スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分に対する考え方は従前どおり。）が占める割合が高く、当該部分は主として昼間に用いられ、夜間は施錠等管理されており、収容人員の増加にも影響がないことから、防火区画等による延焼防止措置等が講じられている場合は特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能となる基準床面積（1,000㎡未満）に算入しないことも検討する必要がある。なお、この際に算入しない部分が大きくなりすぎると火災危険性が増大するため、当該部分は施設全体の面積の半分までとする等の制限をかける必要がある。

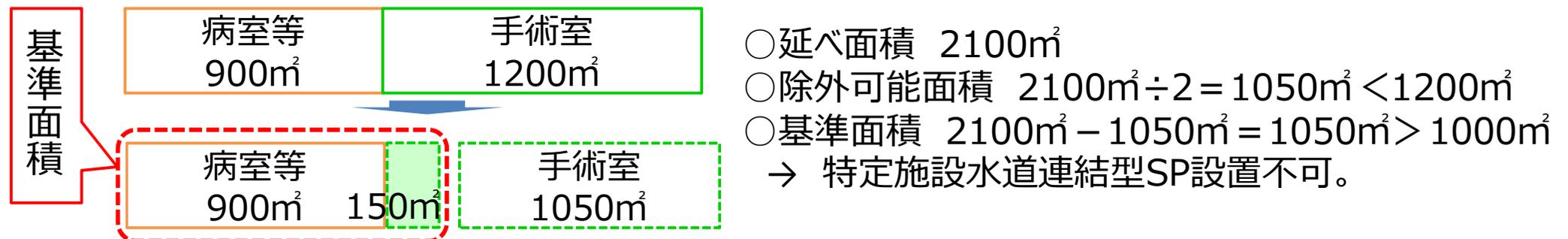
(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し



例1

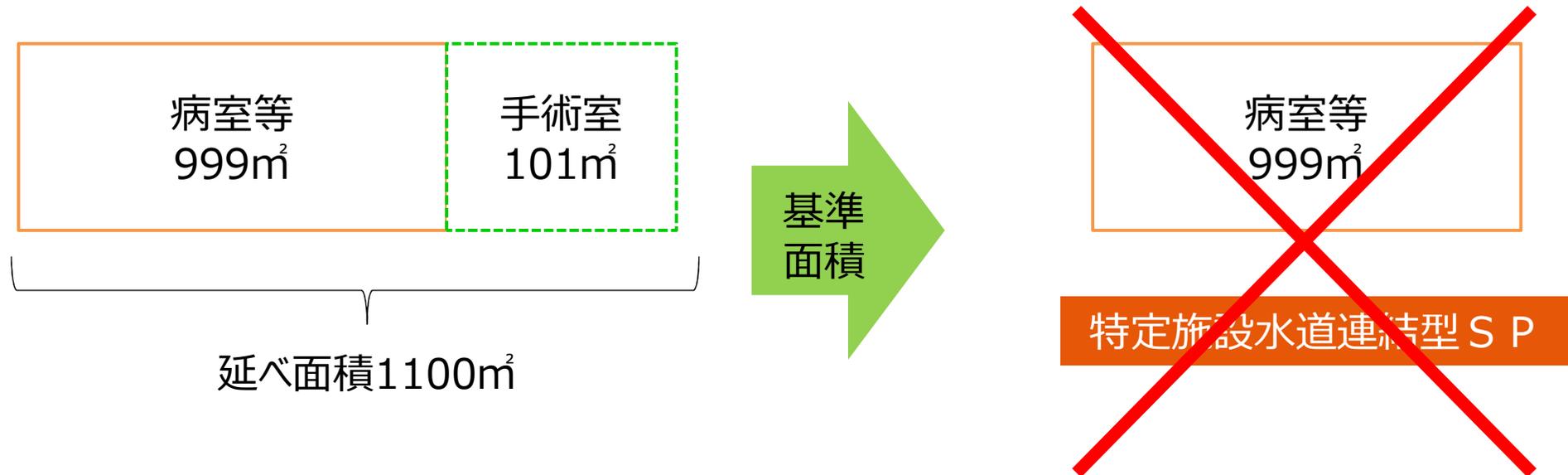


例2



(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

床面積1000㎡以上の地階・無窓階等である場合



当該階が、地階or無窓階で1000㎡以上、4階以上10階以下で1500㎡以上の場合は、従前から令第12条第1項第11号の規定により、スプリンクラー設備の設置が義務付けられている。

当該階の部分においては、延べ面積から総務省令で定める面積を除外できないよう措置

上記（例）の場合、結果として特定施設水道連結型SPの設置は不可となる。

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について
次の要件 (①、②) のいずれにも該当する部分とする。

(規則第13条の5の2関係)

① 次のいずれかに該当する部分であること

- (ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
(イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

② 次のいずれかの措置が講じられた部分であること

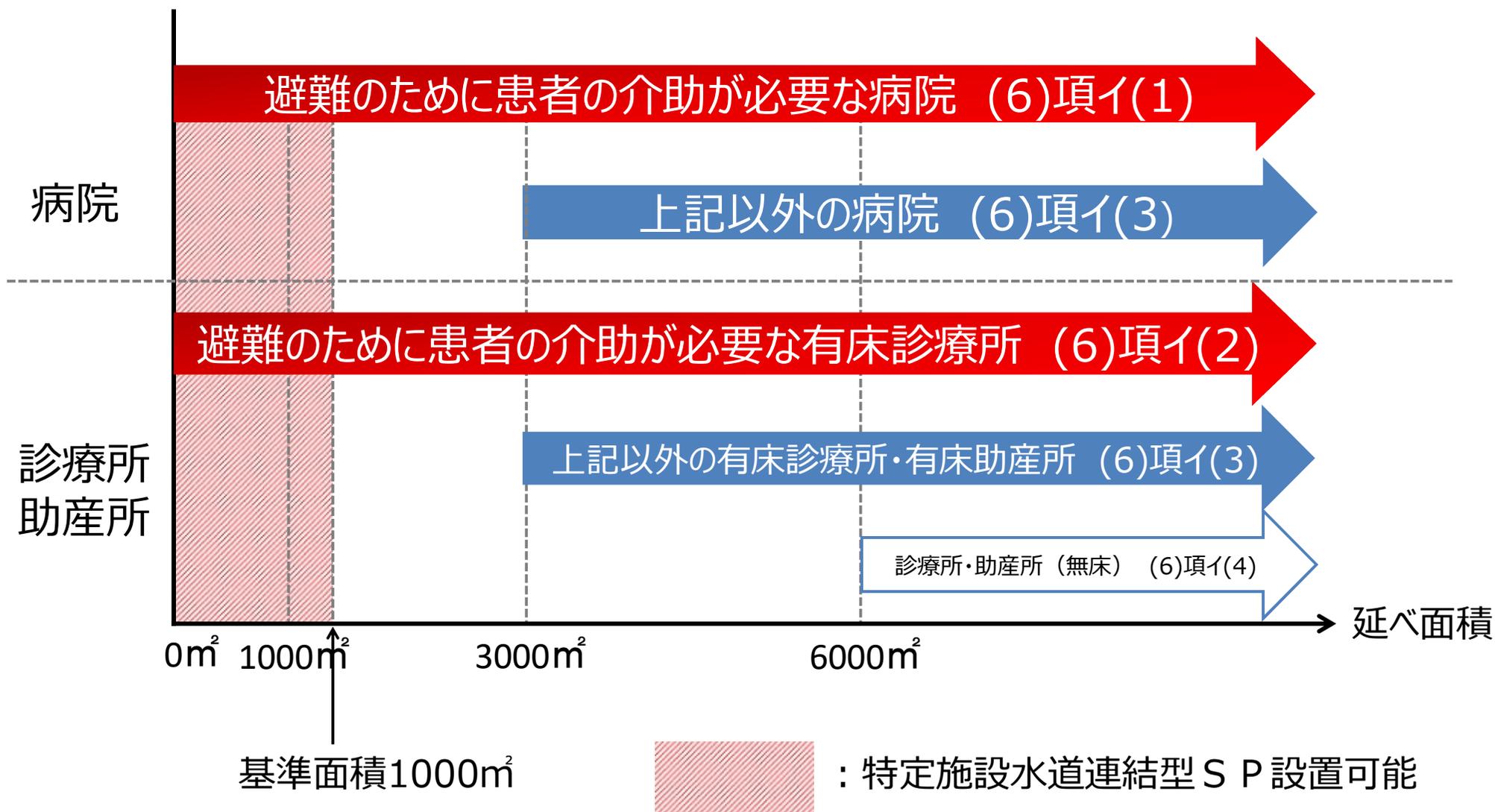
- (ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもの

- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造った戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもののうち、当該部分の壁(外壁を除く。)の外周部分を有効に警戒するようスプリンクラーヘッドを設けたもの

▼ : 水道連結型スプリンクラーヘッド



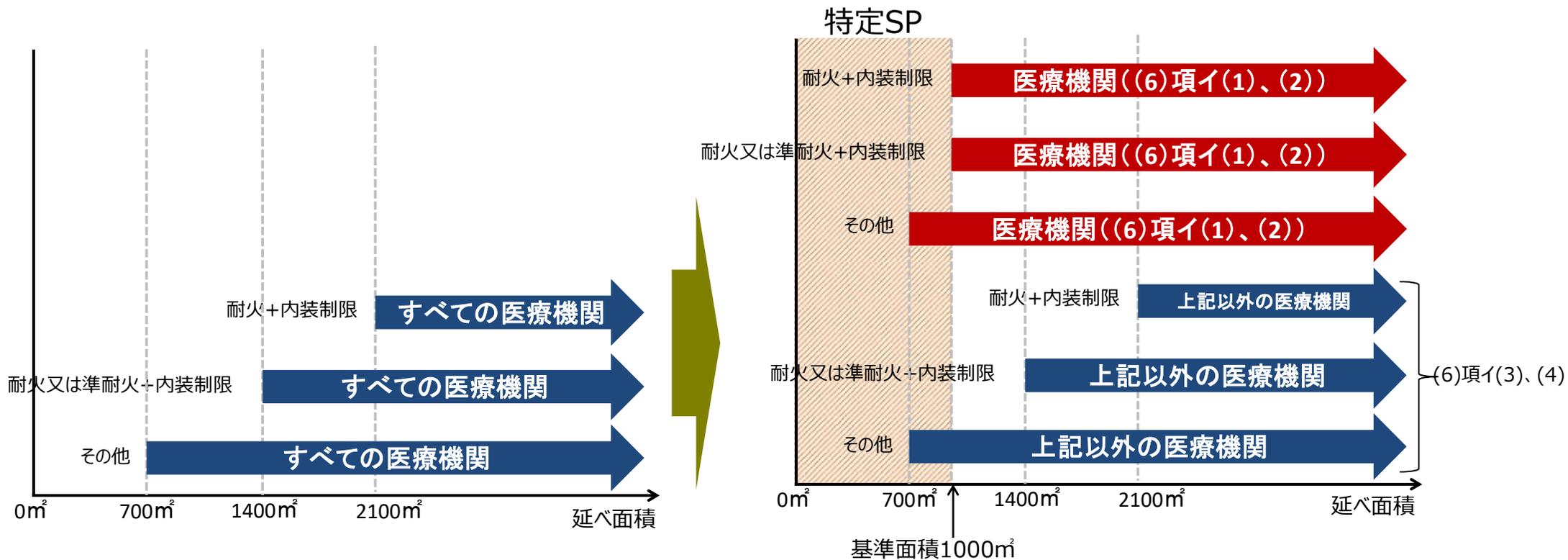
スプリンクラー設備の設置基準の見直し(まとめ)



(3) 屋内消火栓設備(及び動力消防ポンプ)の設置基準の見直し

(1) のスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備(特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備)を設置しなければならない基準面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。ただし、スプリンクラー設備(補助散水栓を含む。)の有効警戒範囲内は設置しないことができる。(屋内消火栓設備の設置基準を準用する動力消防ポンプ設備についても同様。)

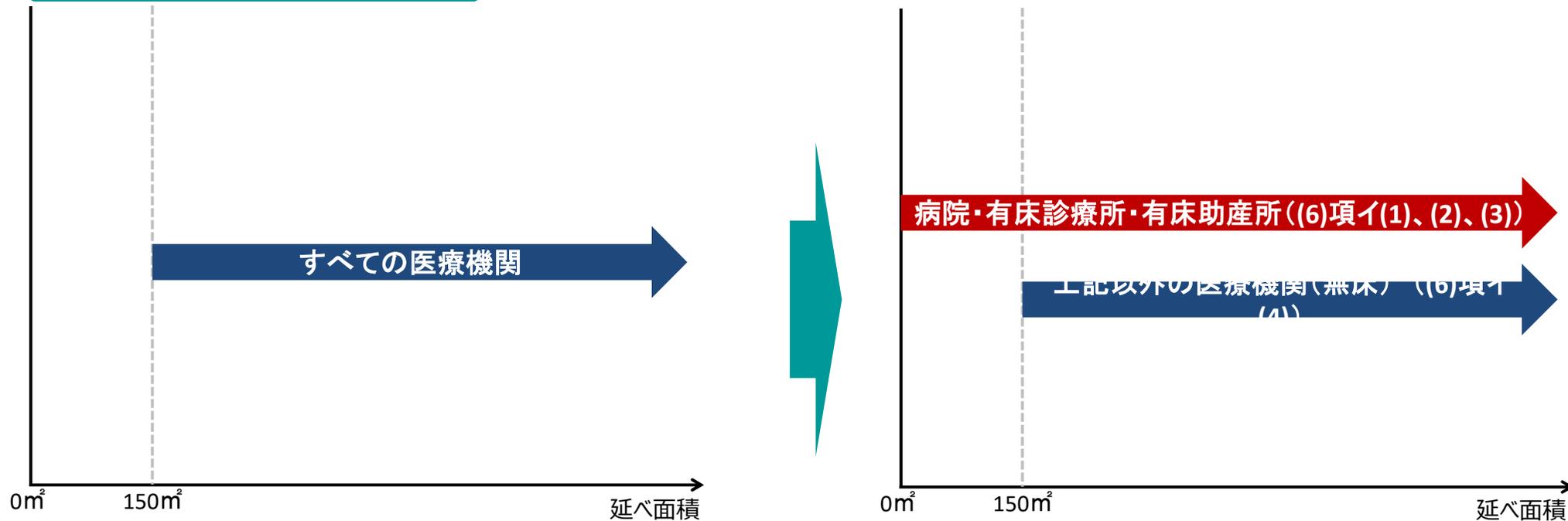
屋内消火栓設備



(4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所（(6)項イ(1)(2)(3)）において、現在、延べ面積150㎡以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

消火器又は簡易消火用具



参考【検討会報告書(抜粋)】

消火器の設置

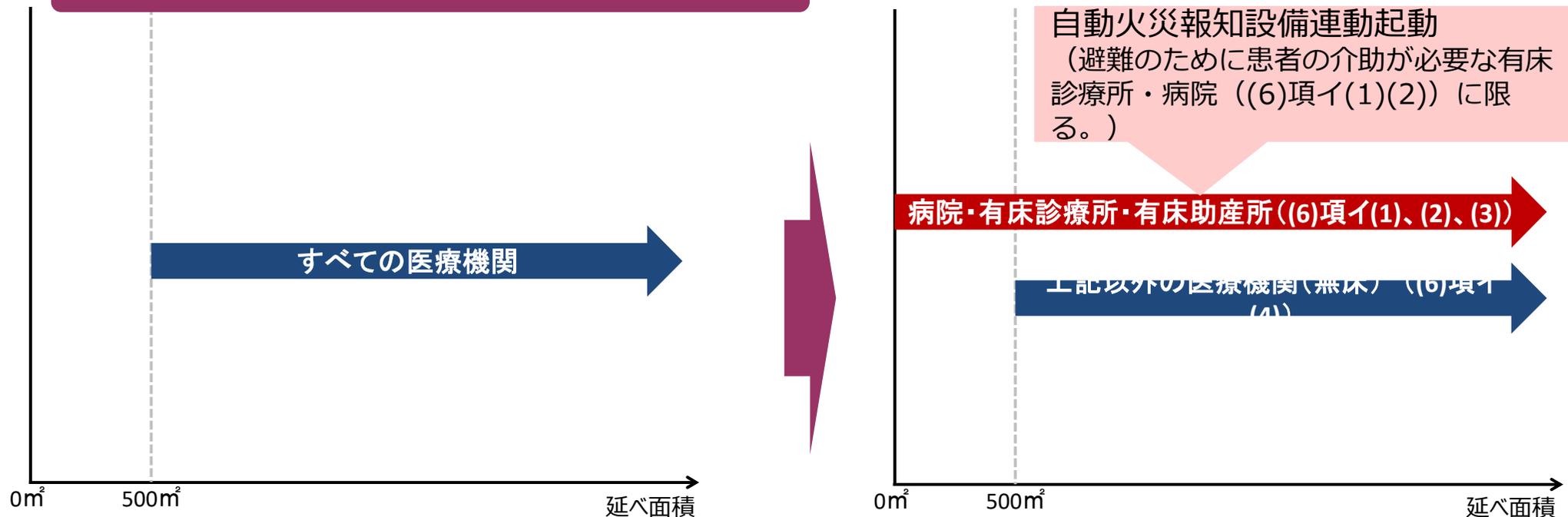
消火器は、火災の初期段階における消火に対し非常に有効なものであり、消火器を含めた消火設備が全く設置されていない場合は、たとえ火災を早く覚知することができても、その拡大を抑えることができないため、有床診療所及び病院には必ず消火器を設置すべきである。

※消火器設置対象物（厚生労働省調べ） 有床診療所：97.8% 病院：98.0%

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

- 病院、有床診療所及び有床助産所（(6)項イ(1)(2)(3)）において、現在、延べ面積500㎡以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。
 - 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院（(6)項イ(1)(2)）に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備との連動を義務付ける。
 - 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院（(6)項イ(1)(2)）が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととする。（同一建築物内の場合は除く。）
- （※併せて連動基準、特定火災通報装置の(6)項イ適用等の告示基準を改正）

消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置等）



(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

(特例基準)

消防法施行令別表第一(6)項イのうち、病床が19以下であるものは、消防機関へ通報する電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容が明示されているものについては、消防法施行令第32条を適用して消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

【消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて(平成8年2月16日付け消防予第22号)】



(6)項イ(2)についての上記特例基準の適用を**廃止**することとした。

【消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(平成27年3月27日消防予第130号)】

今後、特例基準は適用されることはないが、既に特例の適用を受けており、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていないものは、平成31年3月31日までに設置することとした。

(6) 施行期日、経過措置について

【施行期日】 平成28年4月1日 (一部、平成27年3月31日)

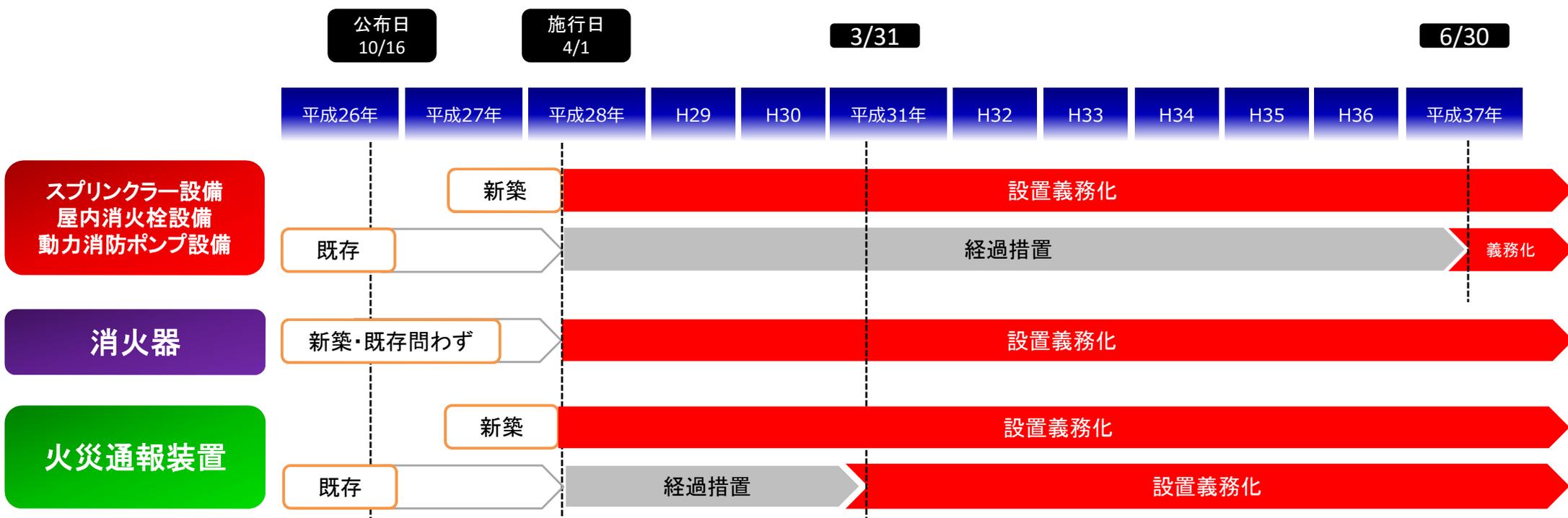
【経過措置】

1 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）について

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。2において同じ。）における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

2 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお、従前の例による。



(7) 改正まとめ(※病院・診療所・助産所 別)

	病院		診療所			助産所	
	避難困難※1	左記以外	有床		無床	有床	無床
			避難困難※2	左記以外			
消火器	150㎡→すべて				改正なし (150㎡以上)	150㎡ →すべて	改正なし (150㎡以上)
スプリンクラー	3000㎡ →すべて	改正なし (3000㎡以上)	6000㎡ →すべて	6000㎡ →3000㎡	改正なし (6000㎡以上)	6000㎡ →3000㎡	改正なし (6000㎡以上)
屋内消火栓	内装制限時2,3 倍読み →1000㎡	改正なし (2,3倍読み)	内装制限時2,3 倍読み →1000㎡	改正なし(2,3倍読み)			
火災通報装置	500㎡以上→すべて				改正なし (500㎡以上)	500㎡以上 →すべて	改正なし (500㎡以上)
連動起動	すべて	-	すべて	-			

(※1) 次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制（勤務させる従業員の数が、総務省令で定める員数を常時下回らない体制）を有するものの以外のもの

- (ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13診療科名以外の診療科名であるもの
- (イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

(※2) 次のいずれにも該当する有床診療所

- (ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める13診療科名以外の診療科名であるもの
- (イ) 4床以上の病床を有するもの

(7) 改正まとめ(※規制別)

	(6)項イ(1)	(6)項イ(2)	(6)項イ(3)			(6)項イ(4)	
	病院	診療所	病院	診療所	助産所	診療所	助産所
	避難困難 ※1	有床 避難困難 ※2	避難困難 以外	有床 避難困難 以外	有床	無床	無床
消火器	150㎡→ すべて					改正なし (150㎡以上)	
スプリンクラー	3000㎡ (6000㎡) → すべて	改正なし (3000㎡以上)	6000㎡→ 3000㎡			改正なし (6000㎡以上)	
屋内消火栓	内装制限時2,3倍読み → 1000㎡		改正なし (2,3倍読み)				
火災通報装置	500㎡以上→ すべて					改正なし (500㎡以上)	
連動起動	すべて		-				

消防法施行規則の一部を改正する省令等 について(平成27年2月27日公布)

みなし従属について

【複合用途防火対象物】

一の防火対象物が2以上の用途に供されているもので、かつ、それらの用途のいずれかが令別表第一に掲げる(1)項から(15)項までのいずれかの用途に該当するものをいう。(法第8条)

事務所 (15)項

物販店 (4)項

複合用途
防火対象物
(16)項イ

しかしながら、この原則を前提に考えた場合、事務所ビルの極めて小部分を他用途に使用しているもの等、大部分が一の用途で、比率上極めて低い部分が異なる用途に供されている防火対象物では、本来、複合用途防火対象物がもつ「雑居性」という観点から見た場合に、これにそぐわないものも含むこととなり、実態上からみて不適當

事務所 (15)項

物販

複合用途
防火対象物
?

管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は他の用途に含まれる。(政令第1条の2)

「主たる用途の床面積が90%以上であり、かつ主たる用途以外の独立部分の床面積が300㎡未満である場合」(昭和50年 消防予第41号、消防安第41号)「41号通知」

主たる用途A

独立用途B

10%以下かつ300㎡未満の場合

主たる用途A

B部分はAの従属部分とみなす

独立用途Bを主たる用途Aの従属部分とみなし、単一の防火対象物として扱い、複合用途としての規制の対象としないこととする。

通称

「みなし従属」

みなし従属について

近年、小規模な施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生していることを踏まえ、(2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物（以下、「**(6)項ロ等**」という。）については、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務づけられる政令の改正が行われてきた。

※(6)項イ及びハについては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。

(6)項ロ等が他の用途と混在し、みなし従属を適用した場合、主たる用途の基準が適用されるため、自動火災報知設備等の設置が不要となるケースがある。

(例) 事務所ビルの一部を利用する小規模施設

延べ面積にかかわらず
自動火災報知設備の設置が必要。

(6)項ロ等

単体の場合の規制

他の用途と混在

みなし従属を適用

全体「事務所」

(6)項ロ等が、全体の
10%以下かつ300㎡
未満であるとする。

自動火災報知設備の
設置が不要となる。

(6)項ロ等

他の用途に混在した場合の規制

みなし従属の改正について

政令改正の趣旨を踏まえると、(6)項口等の部分については、自動火災報知設備が設置されるのが適当であるため、41号通知の一部を改正し、(6)項口等の部分については、みなし従属を適用しないこととした。

(例) 主たる用途が15項の場合

○従前の「みなし従属」の取扱い

主たる用途
(全体の90%以上)

(15)項

(15)項

独立した用途 (300㎡未満)
(2)項二及び(6)項口除く

単体用途

○改正41号通知適用後の「みなし従属」の取扱い

主たる用途
(全体の90%以上)

(15)項

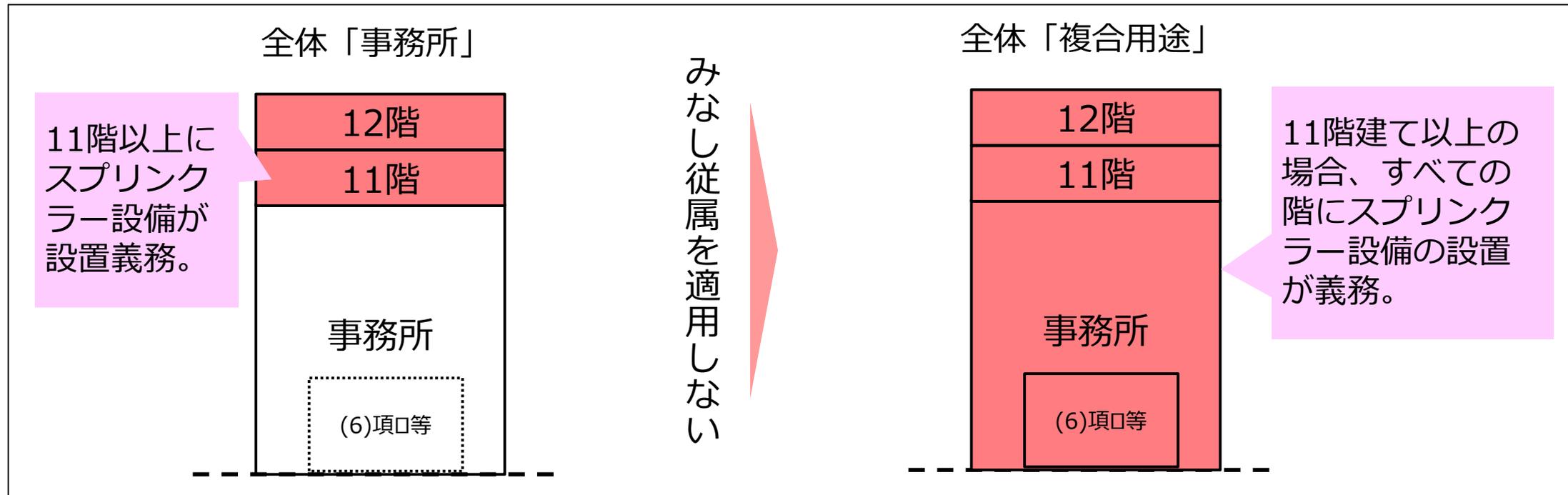
(15)項

独立した用途が(6)項口等
(300㎡未満)

複合用途防火対象物
(16)項イ

みなし従属の改正について

一方で、(6)項口等にみなし従属を適用しないとした場合は、スプリンクラー設備の設置基準においては、次のような現象が発生することとなる。



※既に(2)項二及び(6)項口については、みなし従属を適用しない旨を通知済み。

※ 平成20年8月28日付け消防予第200号
平成21年3月31日付け消防予第131号

みなし従属を適用しない用途の運用により、(6)項口等が防火対象物の一部に入居した場合に、防火対象物全体に係る設備規制が強化されることとなるため、(6)項口等の入居の妨げとなっていることが従前から指摘されている。

消防法施行規則の改正について

(6)項口等の用途については、みなし従属を適用しないこととした上で、当該用途の部分以外の部分について、新たな消防用設備等の設置義務が生じないように、個々の消防用設備等に関する技術基準（省令で規定）を改正。

主な改正点

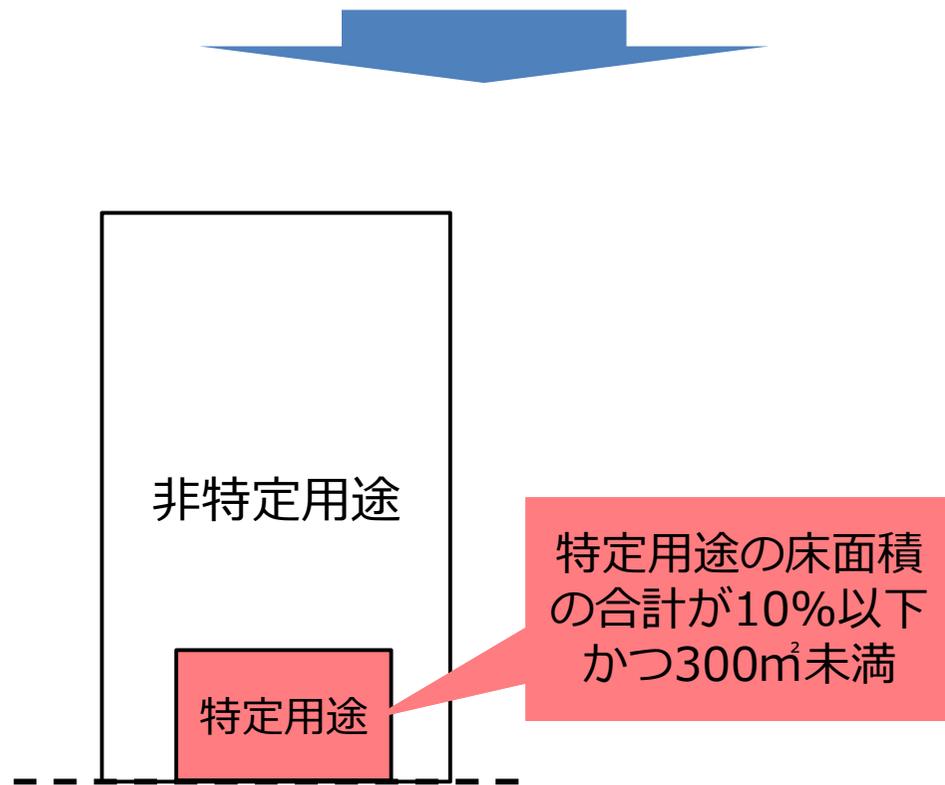
- みなし従属を適用しないことで(16)項イとなるもの（特定用途が全体の300㎡未満かつ10%以下であるもの）を**小規模特定用途複合防火対象物**と新たに定義。
- 小規模特定用途複合防火対象物のうち、みなし従属を適用しないことにより、設備の設置が強化される部分を**設備の設置を要しない部分**として規定する。

設備の設置を要しない部分

- **スプリンクラー設備**・・・(16)項イとなれば、11階建て以上は全体に設置義務発生。
→11階建て以上の防火対象物のうち10階以下の部分（(6)項口等の部分を除く。）
- **自動火災報知設備**・・・(16)項イの300㎡以上となれば全体に設置義務発生。
→みなし従属を適用した場合に設置義務がない(6)項口等以外の部分
- **避難器具**
→みなし従属を適用しないことで下階に発生する(2)項二の影響で設置義務となる避難器具
- **誘導灯**・・・(16)項イとなれば全体に設置義務発生。
→地階、無窓階、11階以上の階以外の部分

小規模特定用途複合防火対象物について

令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分の床面積の合計が、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものを「**小規模特定用途複合防火対象物**」と定義。



小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ

※小規模特定用途複合防火対象物に該当する場合、特定一階段等防火対象物に該当しない。（みなし従属の改正により、新たに特一は発生しない。）



(6)項イ等が10%以下かつ300㎡未満

小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ
(≠ 特定一階段等防火対象物)

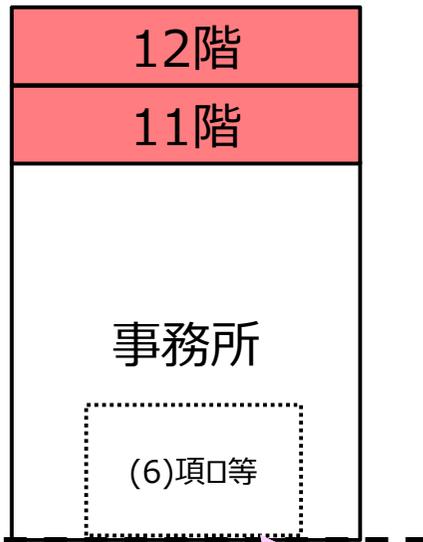
スプリンクラー設備を設置することを要しない部分について

令第12条第1項第3号に掲げる防火対象物の部分のうち、小規模特定用途複合防火対象物の10階以下に存する部分で、次に掲げる部分以外の部分をスプリンクラー設備の設置を要しない部分として追加した。
(規則第13条第1項第2号関係)

- 1 (6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- 2 (6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
(介助がなければ避難できない者として規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつて

は、床面積が275㎡以上のものに限る。)

- 3 (6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
全体「事務所」
全体「複合用途」



11階以上にスプリンクラー設備が設置義務。

みなし従属を適用しない



みなし従属の適用をしないことで複合用途となれば、11階建て以上の場合、すべての階にスプリンクラー設備の設置義務が発生。

規則改正

全体「小規模特定用途複合防火対象物」



10階以下の部分は、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分

感知器等を設けることを要しない部分について

感知器、地区音響装置及び発信機を設けることを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、従前、みなし従属を適用すれば、自動火災報知設備の設置が不要となる防火対象物の部分で、次に掲げる部分**以外の部分**を規定した。

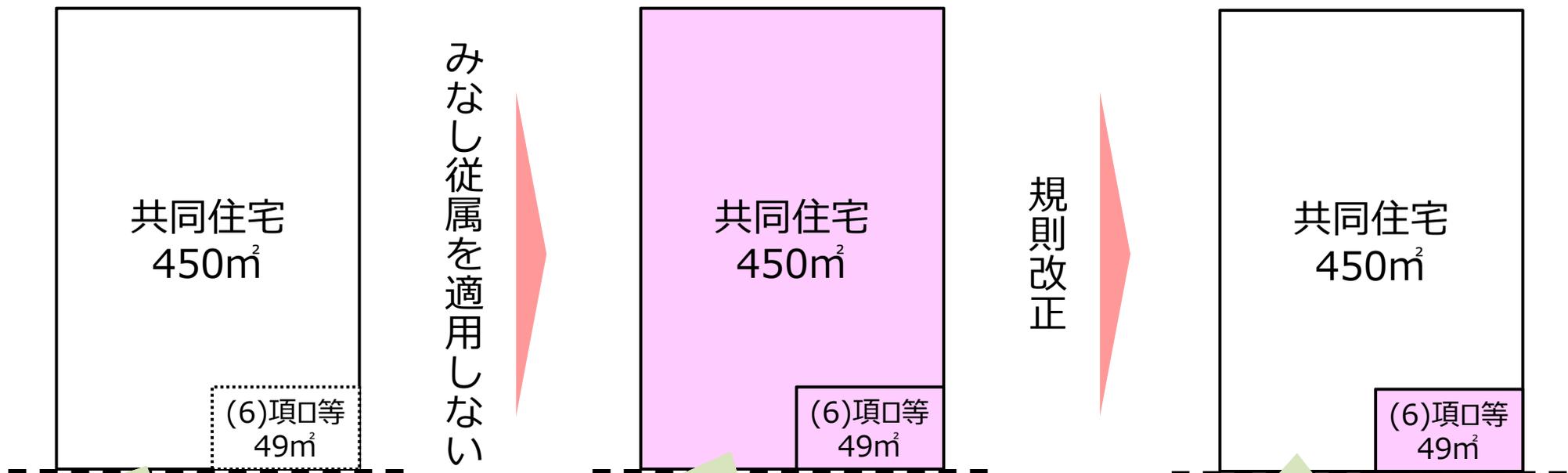
(規則第23条第4項第1号へ及び第24条関係)

- 1 (2)項二、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物
- 2 (6)項イ及びハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

全体「共同住宅」

全体「複合用途」

全体「小規模特定用途複合防火対象物」



みなし従属を適用することにより、(5)項ロ499m²となり、自動火災報知設備の設置義務なし。

みなし従属を適用しないことにより、(16)項イ300m²以上となれば、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置義務が発生。

(6)項ロ等以外の部分は自動火災報知設備の設置を要しない。

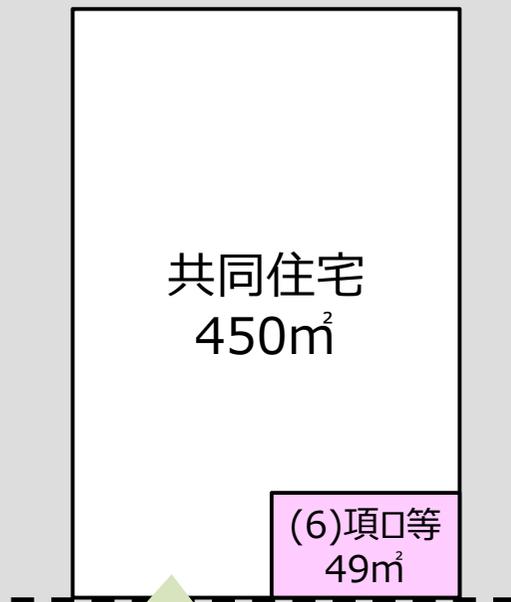
特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象部分の拡大について

「延べ面積が300㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分及び感知器等を設けることを要しない部分に該当する部分のみで構成され、これらの部分以外の部分が存しないもの」を「特定小規模施設」の定義に追加し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を可能にした。

(改正特定小規模省令関係)

- 1 (2)項二、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物
- 2 (6)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

全体「小規模特定用途複合防火対象物」



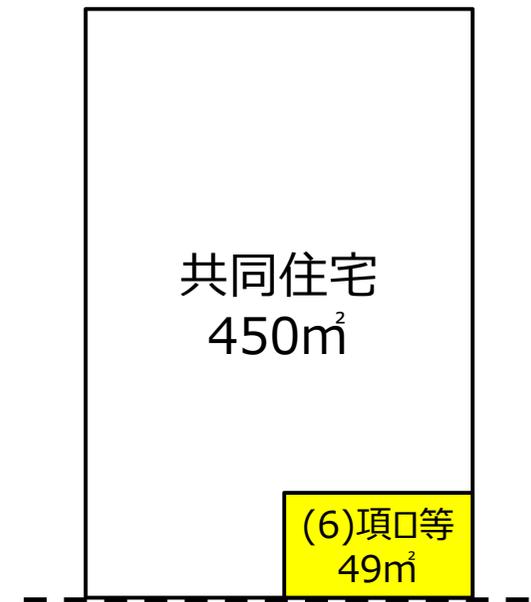
(6)項ロ等以外の部分
は自動火災報知設備
の設置を要しない。

(6)項ロ等及び感知器等
を設けることを要しない部
分からなる防火対象物

全体が「特定小規模施設」に該当

特定小規模施設用自動火災
報知設備の設置が可能

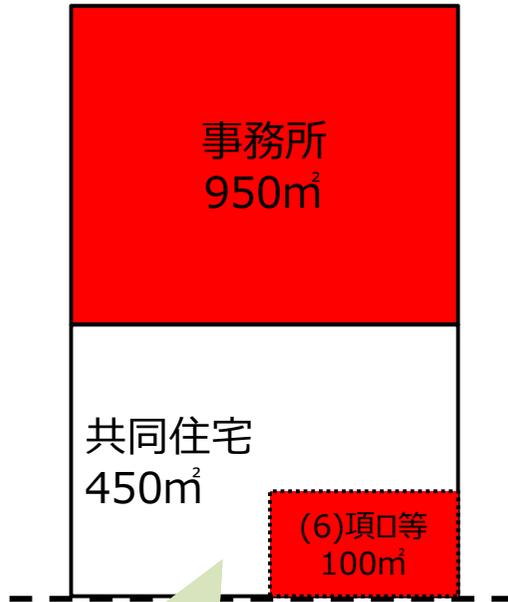
特定小規模施設用自動火災報知設備



「特定小規模施設」でありながら「小規模特定用途複合
防火対象物」でもあるので、(6)項ロ等の部分のみ設置。

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象部分の拡大について

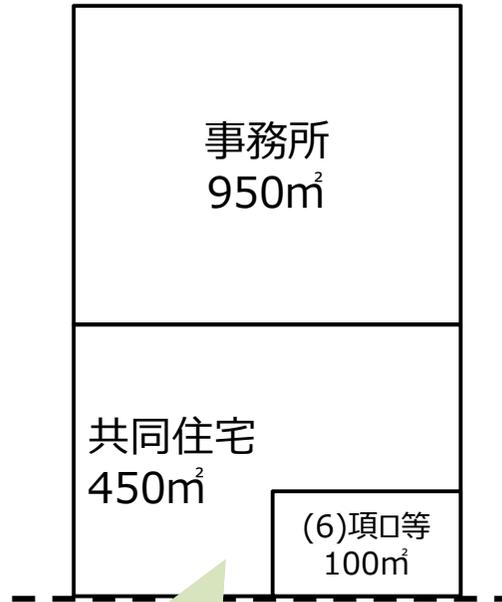
非特定用途複合
防火対象物



みなし従属を適用しない

みなし従属を適用することにより、事務所：1050㎡((6)項□等は主たる用途のうち大なるものに従属する。)に自動火災報知設備の設置義務あり。

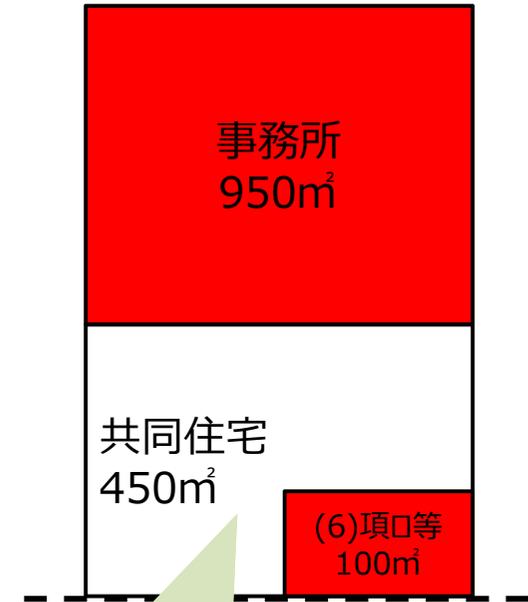
特定用途複合
防火対象物



規則改正

みなし従属を適用しないことにより、事務所：950㎡、共同住宅：450㎡、(6)項□等：100㎡からなる特定用途複合防火対象物となる。

小規模特定用途複合
防火対象物



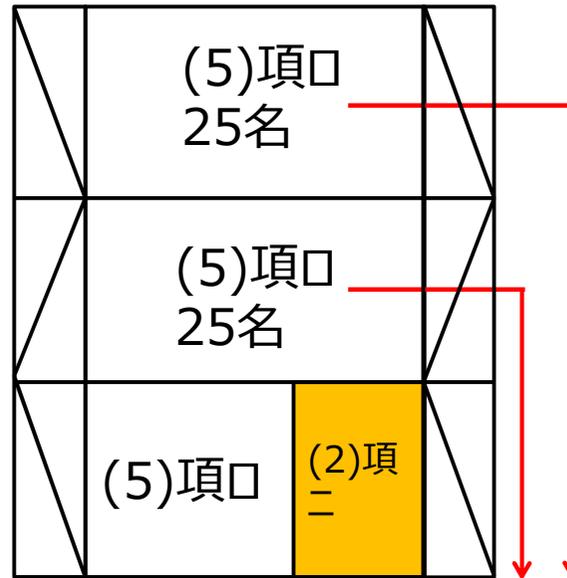
小規模特定用途複合防火対象物に該当するが、従前から政令第21条の自動火災報知設備が義務付けられているので、事務所及び(6)項□等の部分に政令第21条の自動火災報知設備が設置されなければならない。

 政令第21条の自動火災報知設備

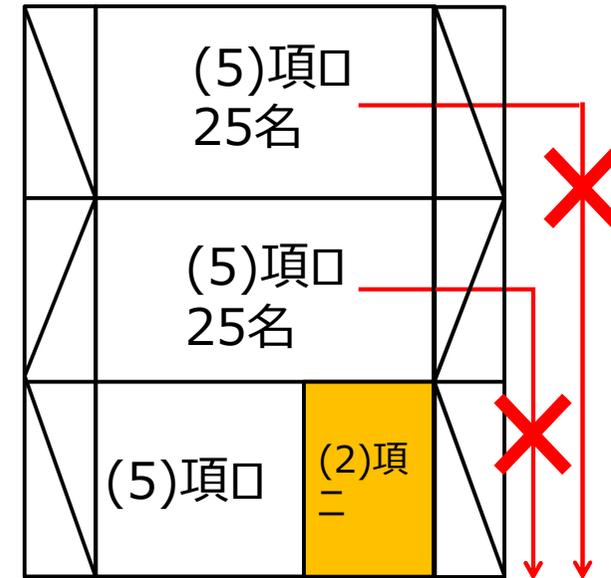
みなし従属を適用しないこととなった下階の(2)項二の影響で避難器具の設置義務が発生するものについて、その設置を減免できることとした。



みなし従属を適用することにより、避難器具は義務なし。
(5)項口は、2階以上30人以上で避難器具が義務。



みなし従属を適用しないことにより、下階に(2)項二が存することとなり、2階及び3階に避難器具の設置義務が発生する。
(下階に(2)項が存する場合は、10人以上で避難器具が義務。)



誘導灯を設置することを要しない防火対象物について

避難口誘導灯及び通路誘導灯を**設置することを要しない部分**として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物の地階、無窓階及び11階以上の部分**以外の部分**を追加した

事務所
(非特定用途防火対象物)

特定用途複合防火対象物

小規模特定用途複合防火対象物

事務所

福祉施設

みなし従属を適用しない

事務所

福祉施設

規則改正

事務所

福祉施設

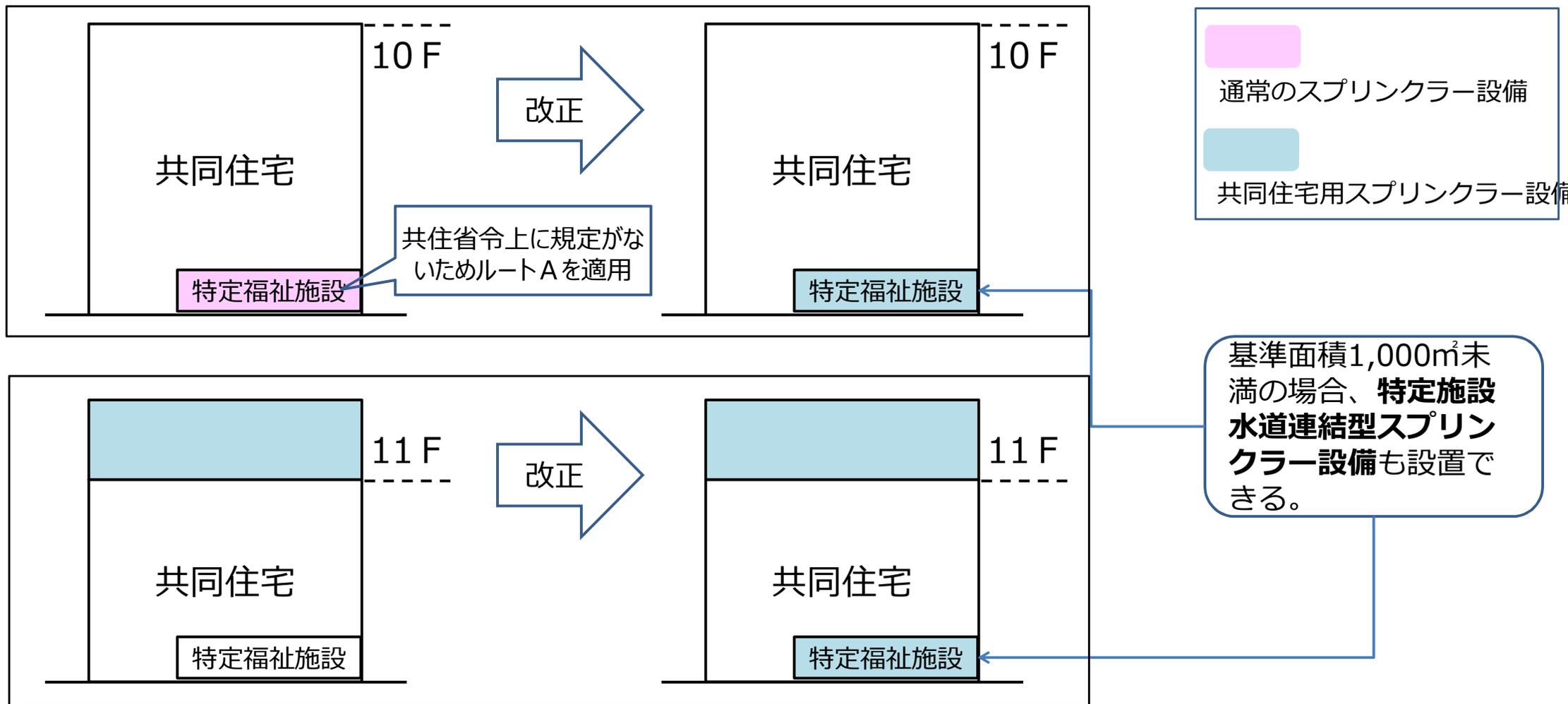
みなし従属を適用することにより、誘導灯の設置は不要。

特定用途複合用途防火対象物となり全体に誘導灯の設置が義務。

【免除】
誘導灯は、令9条の適用がなく、法令上、部分的に設置するという概念がない。

特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備について

- 地階を除く階数が10以下の特定共同住宅等の「特定福祉施設」部分に設置できるものとして、共同住宅用スプリンクラー設備を追加するとともに、共同住宅用スプリンクラー設備の設置を要する部分に10階以下の階に存する特定福祉施設等を追加した。
- 10階以下の階に存する特定福祉施設等のうち、基準面積1,000㎡未満のものに特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できることとした。



※特定福祉施設…(6)項口(1)及び(5) (介助がなければ避難できないもの以外の(5)は275㎡以上のものに限る。)

複合用途の項判定の方法

【例】 (490㎡)



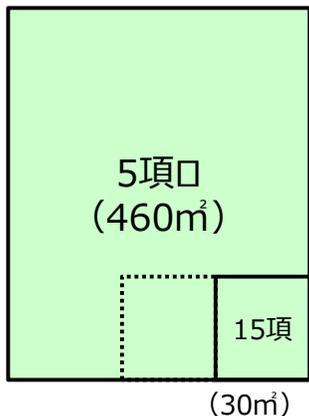
【例】 (490㎡)



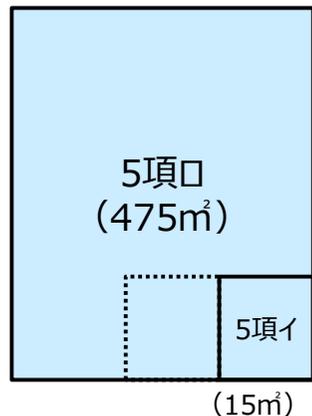
【例】 (490㎡)



【例】 (490㎡)



【例】 (490㎡)



【例】 (490㎡)



【例】 (490㎡)



【スタート】

特定用途部分の床面積の合計が10%以下、かつ、300㎡未満

Yes

No

(16) 項イ

【終了】

(16) 項口

【終了】

みなし従属の規定を適用

単項

【終了】

(16) 項イ
(=小規模特定用途複合防火対象物)

【終了】

主たる用途(5項口)が90%以上なく、16項イとされるところであるが、過去の質疑により、特定用途が主たる用途に従属し16項口となる。